

粕屋町  
高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画  
(素案)

平成30年1月

粕 屋 町

## 【目次】

### 第1部 総論

#### 第1章 計画策定の概要

|            |   |
|------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 2 |
| 3. 計画の期間   | 2 |
| 4. 計画の策定体制 | 2 |

#### 第2章 高齢者を取り巻く状況

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 高齢者等の状況              | 3  |
| (1) 人口の推移               | 3  |
| (2) 高齢化率の推移             | 4  |
| (3) 高齢者世帯の推移            | 5  |
| 2. 要介護認定者の状況            | 7  |
| (1) 認定者数・認定率の推移         | 7  |
| (2) 要介護度別認定者数           | 8  |
| (3) 前期・後期高齢者別認定者の構成比    | 9  |
| 3. 介護保険給付実績の状況          | 10 |
| (1) 訪問通所サービス            | 10 |
| (2) 地域密着型サービス           | 11 |
| (3) 施設介護サービス            | 12 |
| (4) 総給付費                | 13 |
| 4. 高齢者福祉を取り巻く課題について     | 14 |
| (1) 近年の社会動向及び基礎統計データ等より | 14 |
| (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より  | 15 |
| (3) 在宅介護実態調査より          | 19 |

#### 第3章 計画の基本的な考え方

|           |    |
|-----------|----|
| 1. 基本理念   | 28 |
| 2. 基本目標   | 29 |
| 3. 計画の体系  | 31 |
| 4. 日常生活圏域 | 33 |

## 第2部 各論

### 基本目標1 包括的な支援体制の整備

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 地域包括支援センター事業の充実         | 35 |
| (1) 総合相談支援業務               | 36 |
| (2) 権利擁護業務                 | 36 |
| (3) 包括的・継続的ケアマネジメント        | 37 |
| (4) 地域包括支援センターの体制及び職員の資質向上 | 38 |
| (5) 地域ケア会議の推進              | 38 |
| (6) 介護給付等費用適正化事業（ケアプラン点検）  | 39 |
| (7) 成年後見制度利用支援事業           | 39 |
| 2. 在宅医療・介護の連携              | 40 |
| (1) 在宅医療・介護連携体制の構築         | 40 |
| 3. 生活支援体制の整備               | 40 |
| (1) 生活支援体制整備事業             | 40 |
| 4. 認知症施策の推進                | 41 |
| (1) 認知症初期集中支援チームの活動        | 41 |
| (2) 認知症地域支援推進員の活動          | 41 |
| (3) 認知症に関する普及啓発            | 42 |

### 基本目標2 自立支援と介護予防の推進

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 介護予防・生活支援サービスの推進       | 43 |
| (1) 介護予防に資する介護予防・生活支援サービス | 43 |
| (2) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメント  | 44 |
| 2. 介護予防活動の取組              | 45 |
| (1) 自立支援を目指す取組の推進         | 45 |
| (2) かすサポの育成               | 48 |

### 基本目標3 高齢者の地域生活支援

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 高齢者の社会参加促進支援            | 49 |
| (1) 高齢者の社会参加促進活動           | 49 |
| (2) 高齢者福祉の推進               | 50 |
| 2. 安全・安心のためのしくみづくり         | 51 |
| (1) 避難行動要支援者支援体制の整備        | 51 |
| (2) 福祉避難所の設置               | 51 |
| (3) 粕屋町高齢者見守りネットワーク事業      | 51 |
| (4) 高齢者のための消費者教育           | 52 |
| (5) 高齢者の居住安定のための支援         | 52 |
| (6) 公共施設や道路等におけるバリアフリー化の推進 | 52 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 3. 地域における担い手の育成 ..... | 53 |
| (1) 民生委員の活動の推進 .....  | 53 |
| (2) ボランティア講座 .....    | 53 |
| (3) ボランティア活動の支援 ..... | 53 |

#### 基本目標4 介護保険事業の適正な運営

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1. 介護保険サービスの見込みと基盤整備 .....         | 54 |
| (1) 人口・要介護認定者数の推計 .....            | 54 |
| (2) 介護保険サービス事業量の推計 .....           | 56 |
| (3) 介護保険事業費の推計及び保険料の設定 .....       | 74 |
| 2. 自立支援・重度化防止に向けた取組 .....          | 76 |
| 3. 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定 ..... | 80 |
| (1) 介護認定審査の適正化 .....               | 80 |
| (2) 介護給付の適正化 .....                 | 79 |
| (3) サービスの質の向上 .....                | 81 |
| (4) 相談体制・苦情相談窓口 .....              | 81 |
| (5) 介護保険制度等に関する情報提供 .....          | 81 |

### 第3部 計画の推進に向けて

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. 計画の周知 .....   | 83 |
| 2. 計画の推進体制 ..... | 83 |
| 3. 計画の進行管理 ..... | 83 |

### 資料編

|  |    |
|--|----|
| 1. 粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定協議会設置要綱 .....  | 85 |
| 2. 粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定協議会 委員名簿 ..... | 87 |
| 3. 粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定協議会 策定経緯 ..... | 88 |
| 4. 粕屋町の事業一覧 .....                      | 89 |
| 5. 用語解説 .....                          | 90 |

# 第1部 総論

# 第1部 総論

## 第1章 計画策定の概要

### 1. 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

介護保険制度は、その創設から17年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、600万人に達しており、介護サービスの提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展してきています。

2025年(平成37年)には、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となるほか、2040年(平成52年)にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進行することが見込まれています。また、75歳以上人口は都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加するなど、各地域の状況は異なってきます。

こうした中、介護保険事業の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。

このため、平成26年には地域包括ケアシステムの構築及び介護保険事業の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を、原則要介護3以上の高齢者に限定すること、及び所得・資産のある人の利用者負担の見直しを行う介護保険事業制度の改革が行われました。

また、平成29年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得がある利用者の負担割合見直し、及び介護納付金における総報酬割導入等の措置を講ずるなど、介護保険制度の見直しが行われたところです。

本計画は、こうした介護保険制度改革を踏まえ、2025年(平成37年)における目標を見据えたうえで、平成32年度を目標とする第7期の市町村介護保険事業計画と、高齢者福祉に関する総合的な計画である、高齢者福祉計画を一体的に策定したものです。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) 老人福祉法（第 20 条の 8）に規定する『市町村老人福祉計画』及び介護保険法（第 117 条）に規定する『市町村介護保険事業計画』に該当する計画です。
- (2) 平成 26 年度に策定した「粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」について各種事業の実施状況等を評価するとともに、第 7 期における関連法の制度改革等に対応した計画として策定するものです。
- (3) 2025 年（平成 37 年）の高齢者の状況やサービス水準を見込み、中・長期的なビジョンを盛り込んで策定するものです。
- (4) 『第 5 次粕屋町総合計画』をはじめとした町の関係計画との整合性を図って策定しています。

## 3. 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間で計画期間とします。

## 4. 計画の策定体制

計画策定にあたっては、高齢者団体、医療・保健・福祉関係者、公益性が高い団体の代表、被保険者の代表などで構成する「粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定協議会」を設置し、関係資料やアンケート調査の結果などを踏まえ、計画の基本理念、目標及び実施事業について審議を行いました。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

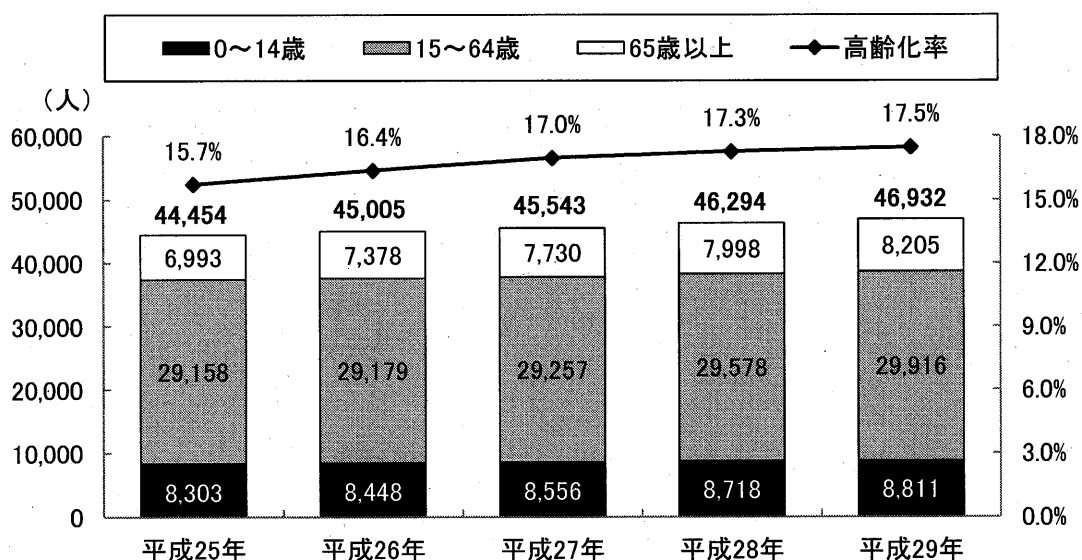
### 1. 高齢者等の状況

#### (1) 人口の推移

粕屋町の総人口は、平成29年10月1日現在で46,932人であり、このうち高齢者数は8,205人で、高齢化率は17.5%となっています。

総人口の推移をみると、平成25年以降一貫して増加傾向にあり、平成25年と比較すると、2,478人の増加となっています。

【年齢3区分別人口】



(単位:人)

|       | 総人口    | 3区分別人口 |        |       | 高齢化率  |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
|       |        | 0~14歳  | 15~64歳 | 65歳以上 |       |
| 平成25年 | 44,454 | 8,303  | 29,158 | 6,993 | 15.7% |
| 平成26年 | 45,005 | 8,448  | 29,179 | 7,378 | 16.4% |
| 平成27年 | 45,543 | 8,556  | 29,257 | 7,730 | 17.0% |
| 平成28年 | 46,294 | 8,718  | 29,578 | 7,998 | 17.3% |
| 平成29年 | 46,932 | 8,811  | 29,916 | 8,205 | 17.5% |

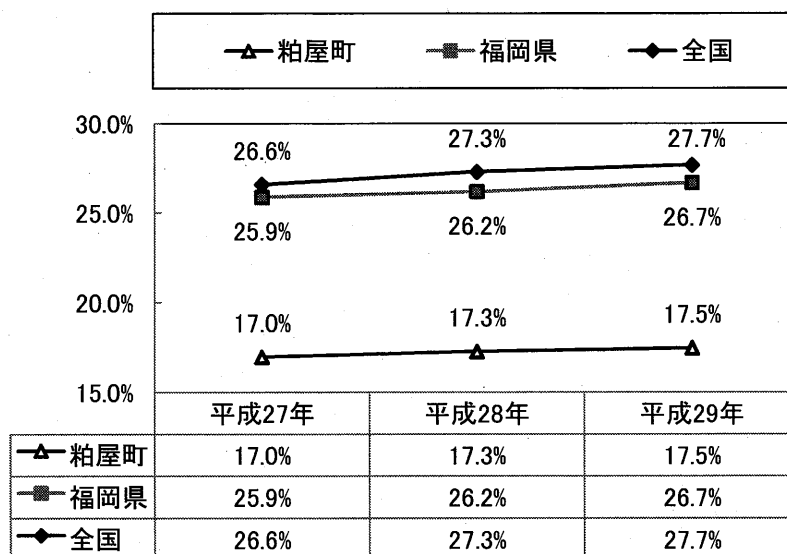
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



## (2) 高齢化率の推移

高齢化率の状況を全国・福岡県と比較すると、粕屋町の高齢化率は平成29年で9~10ポイント程度低い水準ですが、年次推移をみると増加傾向にあります。

【粕屋町・福岡県・全国の高齢化率】



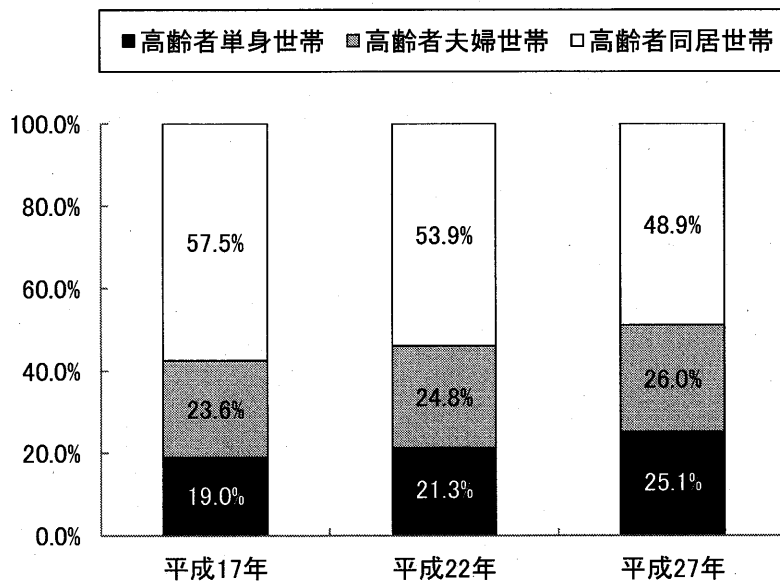
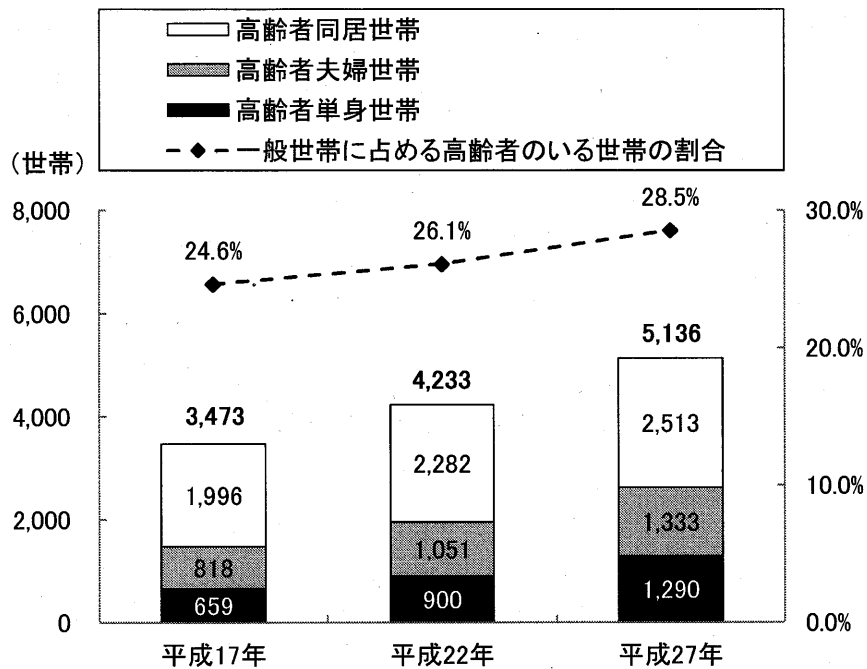
資料：粕屋町 住民基本台帳（各年10月1日現在）  
 福岡県 人口移動調査（各年10月1日現在）  
 全 国 総務省統計局人口推計（各年10月1日現在）※平成29年は概算値

### (3) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、平成17年以降全体では増加傾向にあり、平成27年には5,136世帯となっています。

また、この中でも高齢者単身世帯（一人暮らし世帯）や高齢者夫婦世帯の割合が、増加傾向にあります。

【高齢者世帯数】



※高齢夫婦世帯は、夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯

資料：総務省統計局 国勢調査

高齢者世帯の割合を全国・福岡県と比較すると、粕屋町は高齢者のいる世帯の割合が最も低くなっていますが、年次推移をみると増加傾向にあります。

【粕屋町・福岡県・全国の高齢者世帯の割合】

|     |                     | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----|---------------------|-------|-------|-------|
| 粕屋町 | 高齢者単身世帯             | 19.0% | 21.3% | 25.1% |
|     | 高齢者夫婦世帯             | 23.6% | 24.8% | 26.0% |
|     | 高齢者同居世帯             | 57.5% | 53.9% | 48.9% |
|     | 一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合 | 24.6% | 26.1% | 28.5% |
| 福岡県 | 高齢者単身世帯             | 26.0% | 28.4% | 30.7% |
|     | 高齢者夫婦世帯             | 26.3% | 27.0% | 27.8% |
|     | 高齢者同居世帯             | 47.7% | 44.7% | 41.5% |
|     | 一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合 | 33.6% | 35.2% | 38.6% |
| 全国  | 高齢者単身世帯             | 22.5% | 24.8% | 27.3% |
|     | 高齢者夫婦世帯             | 26.1% | 27.2% | 28.0% |
|     | 高齢者同居世帯             | 51.5% | 48.1% | 44.7% |
|     | 一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合 | 35.1% | 37.3% | 40.7% |

資料：総務省統計局 国勢調査

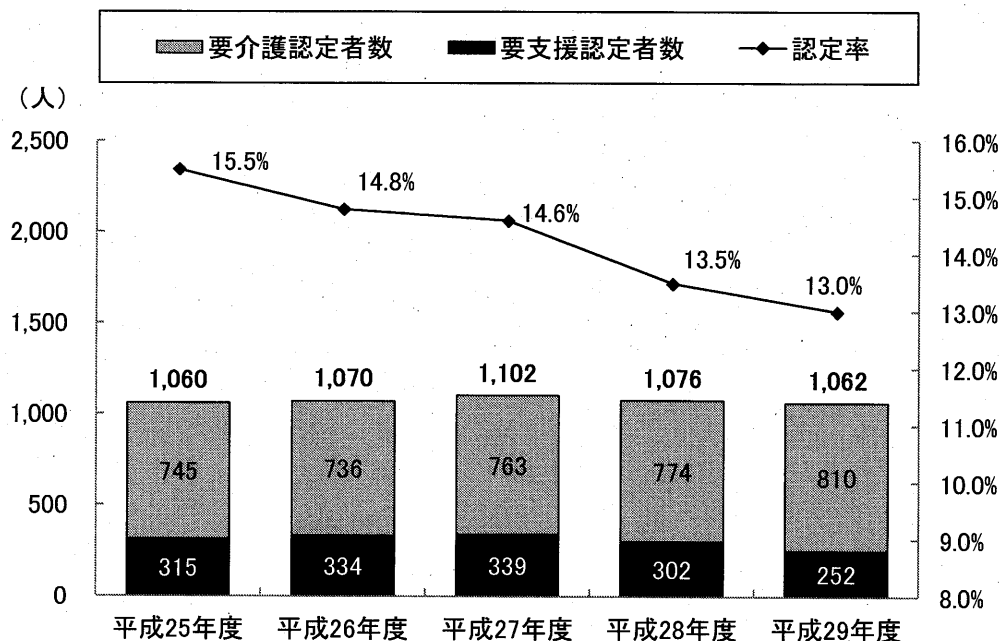
## 2. 要介護認定者の状況

### (1) 認定者数・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成25年の1,060人から、平成29年には1,062人と、ほぼ横ばいで推移しています。

これに伴い、認定率は一貫して減少傾向にあります。

【要介護（要支援）認定者数】



資料：平成25年度から平成27年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」  
平成28年度から平成29年度：「介護保険事業状況報告（各年3月分）」

【要介護（要支援）認定率 全国・福岡県との比較】

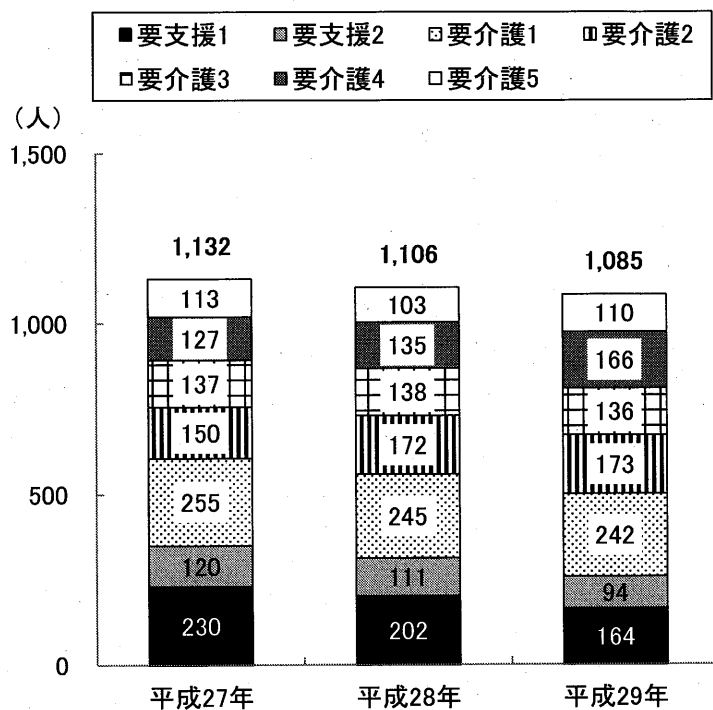
|     | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 粕屋町 | 15.5%  | 14.8%  | 14.6%  | 13.5%  | 13.0%  |
| 福岡県 | 19.2%  | 19.1%  | 19.3%  | 19.2%  | 19.1%  |
| 全国  | 17.6%  | 17.8%  | 17.9%  | 17.9%  | 18.0%  |

資料：地域包括ケア 見える化システム（各年3月末時点）

(2) 要介護度別認定者数（第2号被保険者を含む）

要介護度別にみると、要支援1、2は減少しており、要介護4は増加傾向にあります。

【要介護度別認定者数】

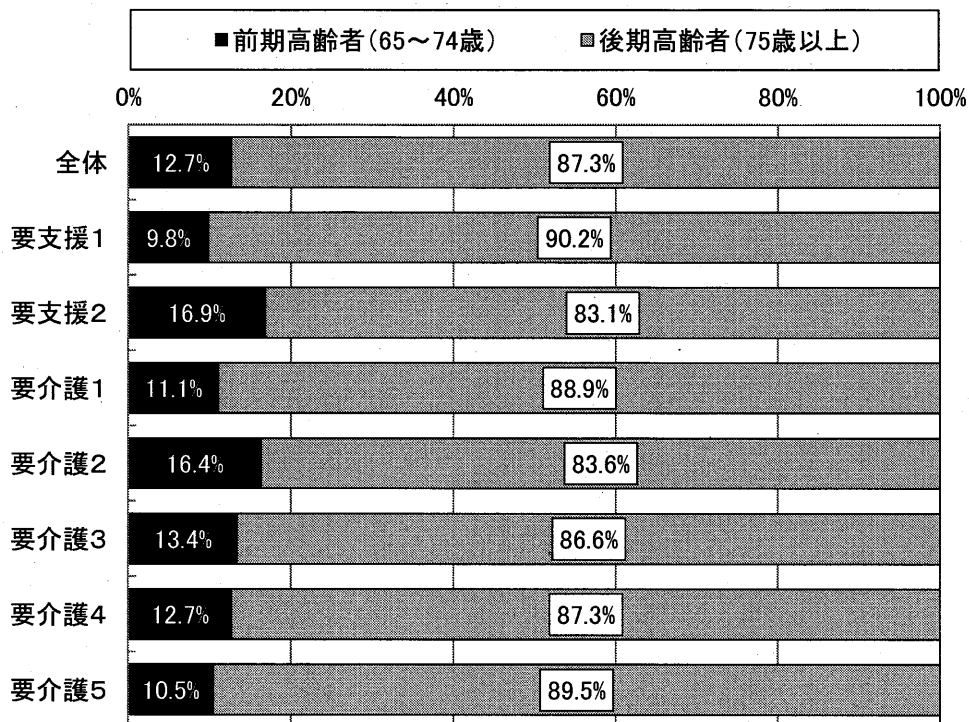


資料：介護保険事業状況報告（各年3月分）

(3) 前期・後期高齢者別認定者の構成比

第1号被保険者の要支援・要介護認定者のうち、75歳以上の後期高齢者が87.3%を占めています。

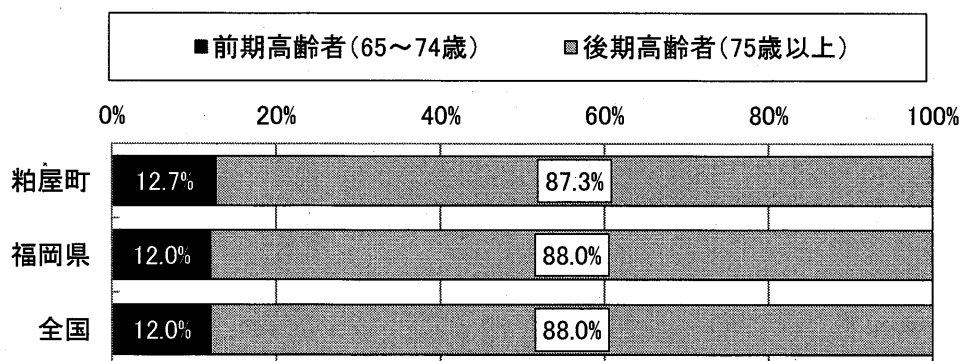
【前期・後期高齢者別認定者の構成比】



資料：介護保険事業状況報告（平成29年3月分）

前期・後期高齢者別認定者の割合を全国・福岡県と比較すると、粕屋町は後期高齢者の割合が、全国、福岡県に比べわずかに低くなっています。

【粕屋町・福岡県・全国の前期・後期高齢者別認定者の構成比】



資料：介護保険事業状況報告（平成29年3月分）

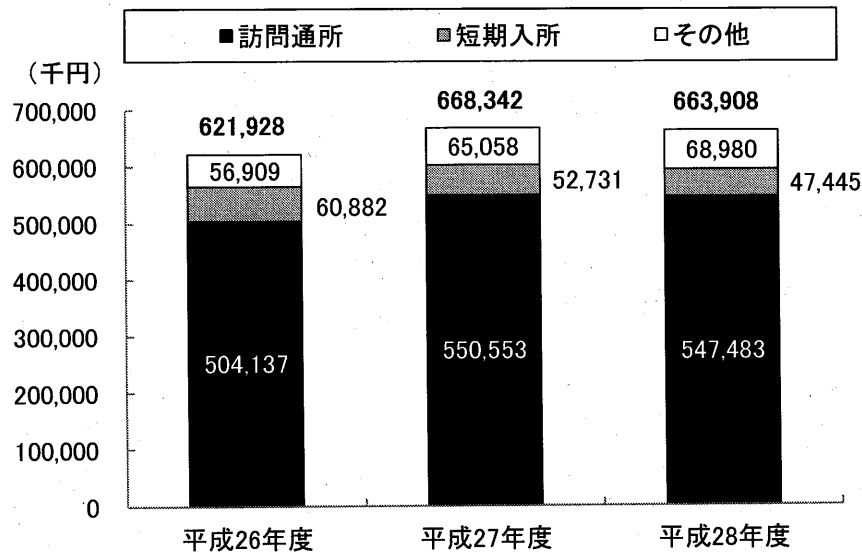
### 3. 介護保険給付実績の状況

#### (1) 訪問通所サービス

訪問通所サービスの給付費の推移をみると、介護給付は平成26年度から平成27年度にかけて増加し、その後平成28年度にはやや減少しています。

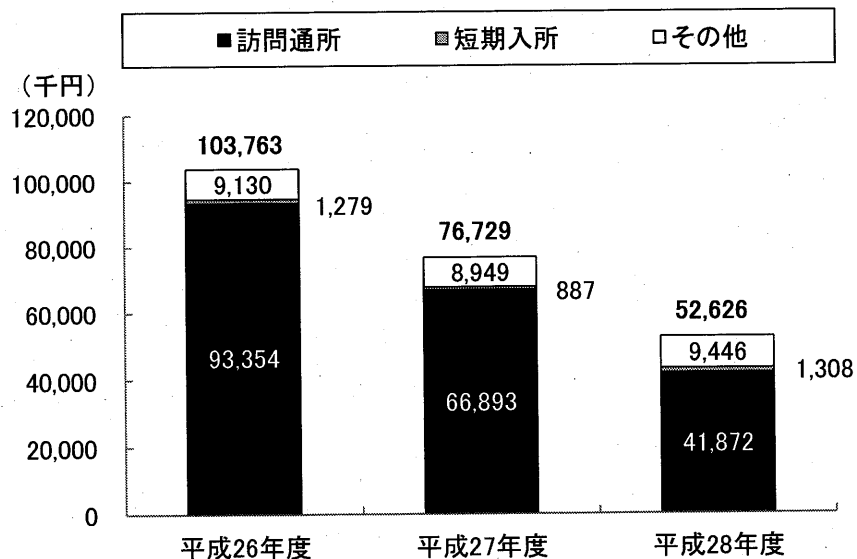
予防給付については、訪問介護と通所介護が平成27年度から総合事業に移行したため、減少傾向にあります。

【訪問通所サービス】  
(介護給付)



資料：粕屋町

【訪問通所サービス】  
(予防給付)



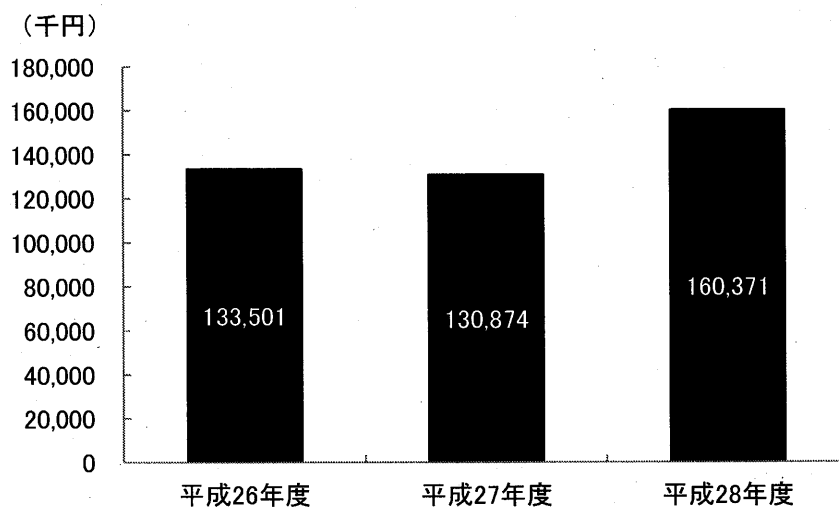
資料：粕屋町

## (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの給付費の推移をみると、介護給付は平成26年度から平成27年度にかけてやや減少し、小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行された平成28年度には増加に転じています。

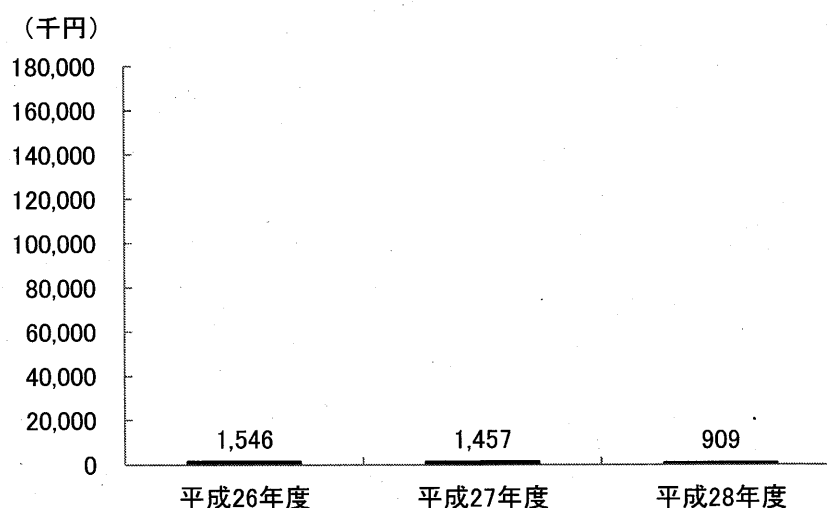
予防給付については、平成26年度から平成28年度まで一貫して減少傾向にあります。

【地域密着型サービス】  
(介護給付)



資料：粕屋町

【地域密着型サービス】  
(予防給付)



資料：粕屋町

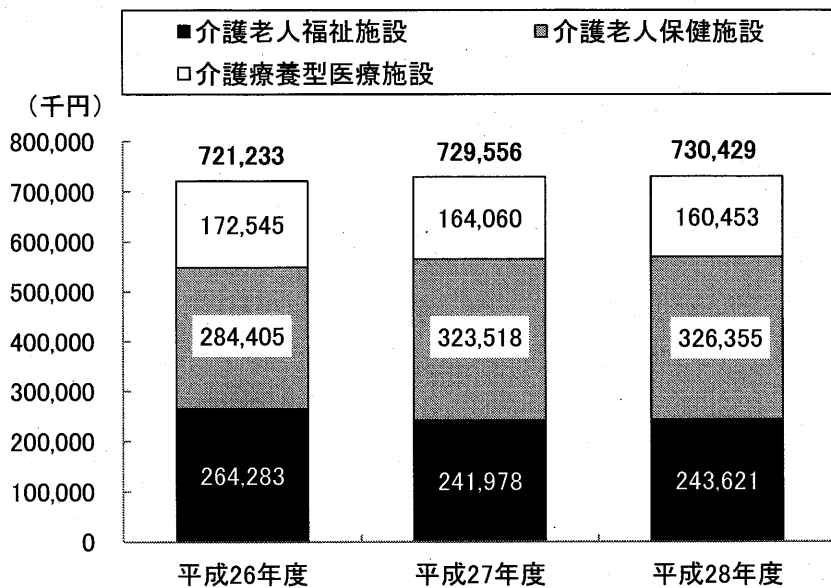


### (3) 施設介護サービス

施設介護サービスの給付費の推移をみると、平成26年度から平成28年度まで一貫して増加傾向にあります。

施設の種類別にみると、介護老人福祉施設はほぼ横ばいに近い推移となっており、介護老人保健施設は一貫して増加、介護療養型医療施設は減少傾向にあります。

【施設介護サービス】

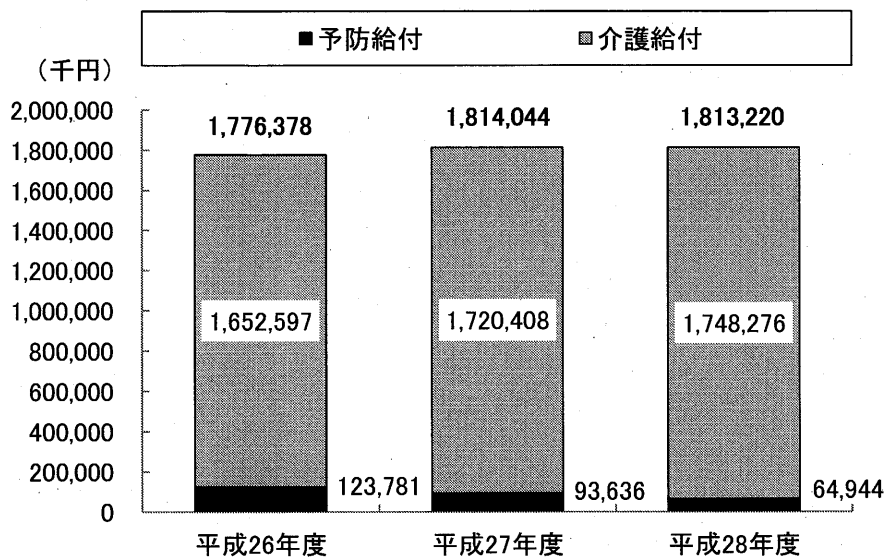


資料：粕屋町

#### (4) 総給付費

総給付費の推移をみると、予防給付については平成26年度から平成28年度まで一貫して減少傾向にあります。この結果、全体では平成26年度から平成27年度にかけて増加し、その後平成28年度はほぼ横ばいで推移しています。

【総給付費】



資料：粕屋町

## 4. 高齢者福祉を取り巻く課題について

基礎統計データ等に基づく現状分析や、アンケート調査結果等を通して、粕屋町の高齢者福祉に関する課題を抽出します。

### (1) 近年の社会動向及び基礎統計データ等より

#### ①人口構造の変化と介護保険事業について

○粕屋町の総人口は現在増加傾向にあり、高齢化率は国、県と比較して低い水準にあるものの、近年一貫して増加傾向にあります。また、今後団塊の世代が75歳以上となっていくなか、要支援・要介護認定率が高くなる後期高齢者が増加していくことが予想されます。

後期高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定率も増加することが予想され、自立支援、要介護状態の重度化防止に向けた取組が重要になります。

また、高齢化が進行するなか、要介護状態への進行を防ぎ、健康的な生活を送ることができるよう、高齢者の健康の保持増進、介護予防事業に関する取組が必要です。

#### ②認知症高齢者について

○わが国の認知症高齢者の数は、平成24年で462万人と推計されており、2025年（平成37年）には約700万人となり、65歳以上の高齢者の約5人に1人の割合となることを見込まれています。

○厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を関係府省庁と共同で策定しました(平成27年1月27日)。

今後、認知症ケアに関する必要性は一層高まるものと考えられ、本町においても、早期発見や地域での見守りに関する体制づくり、また認知症になっても地域で暮らし続けることができるような支え合いの活動や認知症への理解促進など、国の施策を踏まえながら取組を進めていく必要があります。

資料：認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

### ③地域共生社会について

○わが国では、近年の高齢化や人口減少に伴い、地域・家庭・職場などの生活領域における支え合いの基盤が弱まっています。一方で、見守りや支援を必要とする人たちは増え、社会保障に関する負担は増大し、従来地域や家庭が果たしてきた相互扶助や助け合いの役割を再構築する必要性は高まっています。

○国では、従来の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。粕屋町においても、こうした地域での支え合いに関するしくみづくり、体制の整備が必要となっています。

本町においても「地域包括ケアシステム」をより深化させ、高齢者・子ども・障害者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域社会の実現を目指していく必要があります。

### (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

#### 【粕屋町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

##### ○調査の目的

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、町内在住の65歳以上の高齢者（要介護1～5を除く）を対象に実施しました。

##### ○調査設計及び回収結果

|              |   |
|--------------|---|
| 調査対象と<br>標本数 | 町内に在住する65歳以上の高齢者（要介護1～5を除く）：1,500人<br>[無作為抽出] |
| 調査方法         | 郵送配布－郵送回収 ※記名式調査                              |
| 有効回収数<br>(率) | 1,076人(71.7%)                                 |
| 調査期間         | 平成28年12月12日～12月25日。                           |

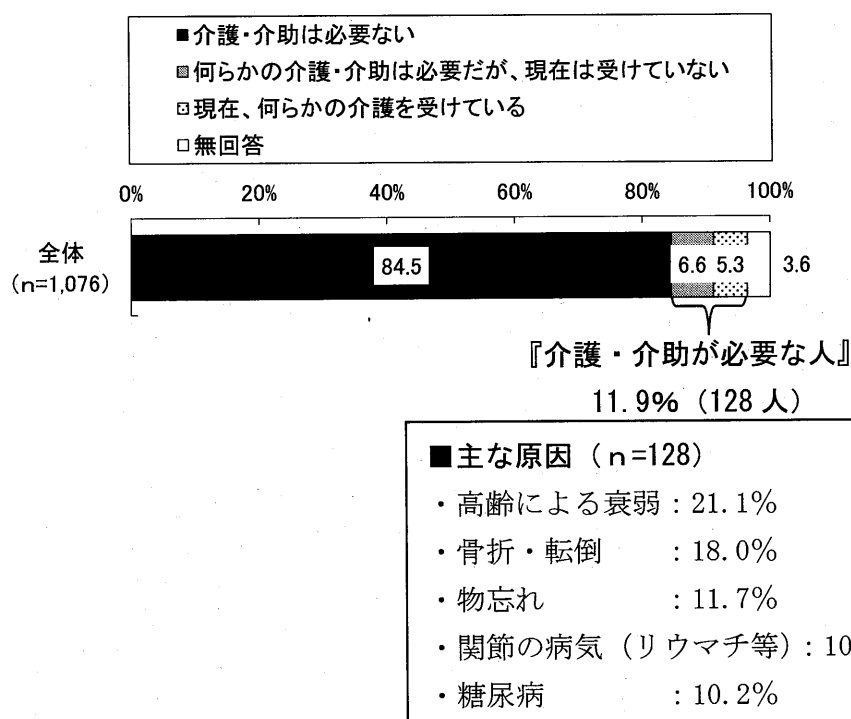
## ①高齢者の健康について

○自身が考える健康状態（主観的健康感）と、実際の介助・介護の必要性について、健康と考える人では介護・介助を必要としていない割合が高く、健康でないとする人では、何らかの介助・介護を必要とする割合が高くなっています。

まずは高齢者自身が健康に関心を持ち、健康を保持・増進するために、健診を受診する必要があります。また病状の悪化や介助・介護の必要な状態にならないために、健康づくり分野との連携や介護予防に関する取組が重要です。

問1 (2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

図表 介護・介助の必要性と主な原因

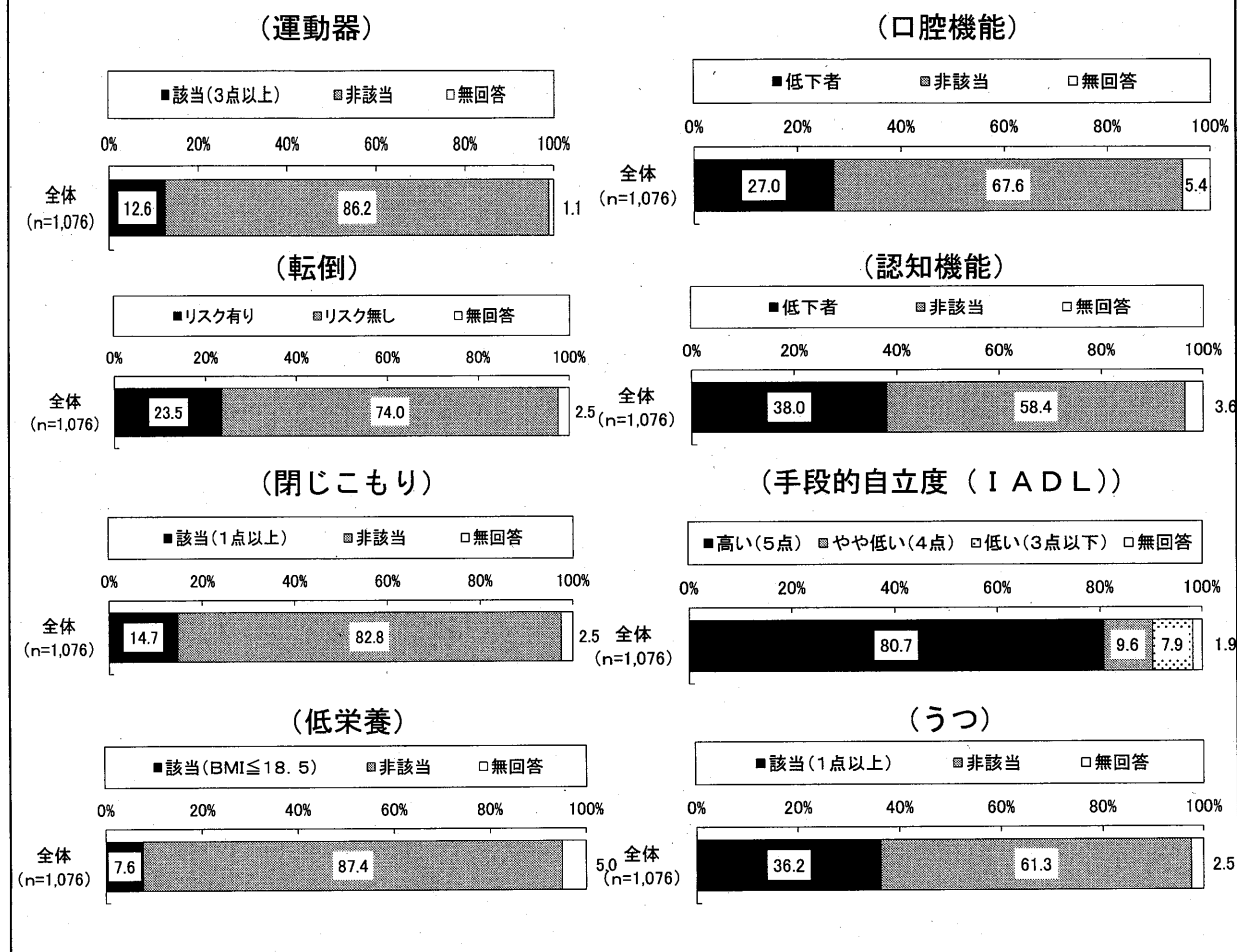


○何らかの介護・介助が必要な方に対し、その主な原因（疾病等）について質問した結果、「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」、「物忘れ」、「関節の病気（リウマチ等）」「糖尿病」等が上位に挙げられました。また性別にみると、男性では糖尿病に代表されるような生活習慣病、女性では関節の病気（リウマチ）、骨折・転倒による要介護状態への移行の割合が高くなっています。

性別・年齢別等の特性に応じた生活習慣病予防、介護予防事業の展開が必要です。

## ②リスク要因にみる状況

図表 リスク該当者の状況



○日常生活における運動機能・認知機能等に関するリスクがある割合で、上位2項目は認知機能及び精神面でのリスクとなっています。また、リスクがある割合は、加齢とともに高くなる傾向にあります。

認知症予防対策や、相談、社会参加や交流、生きがづくりなどの、うつ予防のための取組が課題となっています。また、加齢に伴い増加する介護・介助の必要性に対して、若い年代からの介護予防事業による取組を進めることが必要です。

運動機能のリスク該当者、手段的自立度 (IADL) が低い人では介助・介護を必要とする割合が高く、介護予防の視点からは、このリスクを低下させる取組も重要です。

### ③高齢者の社会参加と介護予防

#### 1) 介護予防事業への参加状況と今後の参加意向

- 介護予防教室の開催にあたっては、公民館・集会場など、住民により身近な場所での開催が参加しやすいと認識されているようです。
- 実際の参加状況でも、公民館等を単位に開催されている「ゆうゆうサロン」での参加状況が比較的高くなっています。

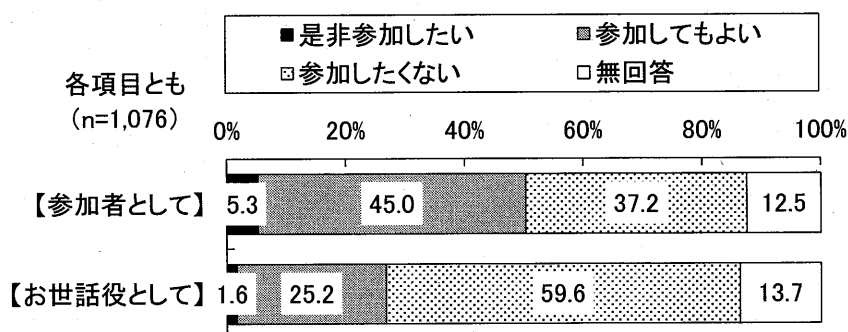
介護予防教室の実施にあたり、“身近な場所での実施”は、参加促進のために重要な要因であると考えられます。

#### 2) 地域住民の有志による、いきいきとした地域づくりへの参加意向

(参加者、企画・運営別)

問5 (3) (4) 域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者、運営・企画(お世話役)として参加してみたいと思いますか

図表 地域づくり活動への参加意向



○住民有志での地域づくりに対する参加意向（参加者として）をみると、参加者としては全体の半数が『参加意向あり』と回答しています。質問の方法や、回答の選択肢（「参加したい」「参加したくない」）等の違いがあるため一概には比較できないものの、現在の地域活動への参加状況が、趣味などの高いもので2割程度、町の介護予防事業に対する参加意向が15.1%であったことから、高い数字と考えることができます。

○住民有志での地域づくりに対する参加意向（企画・運営として）をみると26.8%が『参加意向あり』で、高齢者の4人に1人は、参加してもよいと考えていることとなります。

地域づくり活動への参加意向がある人たちに対して、今後町の介護予防事業の担い手、または参加者として活躍していただけるような事業内容や、参加者の取り込み策について検討を進めていくことが課題となります。

### （3）在宅介護実態調査より

#### 【粕屋町在宅介護実態調査】

##### ○調査の目的

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定の基礎資料として、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「介護者（ご家族等）の就労の継続」の実現（いわゆる介護離職ゼロ）等を検討することを目的とします。

##### ○調査設計及び回収結果

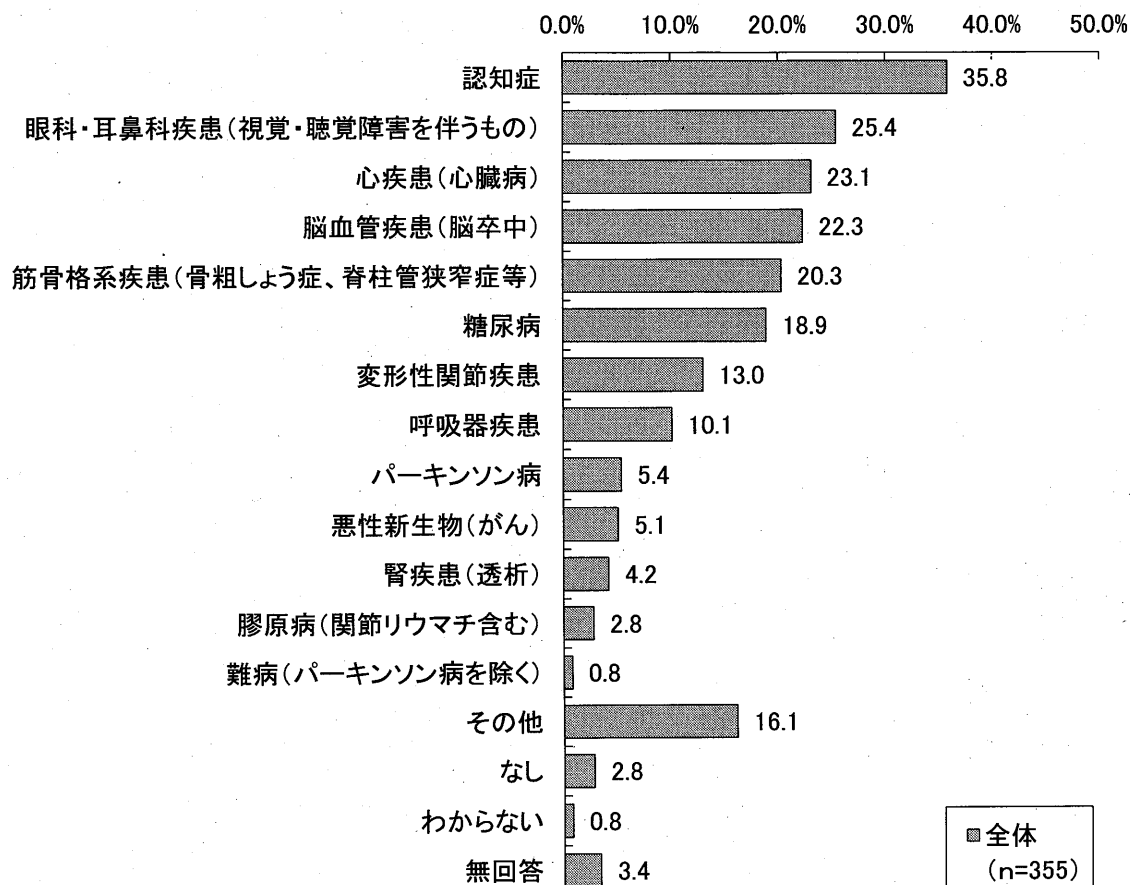
|              |   |         |
|--------------|---|---------|
| 調査対象と<br>標本数 | 在宅で生活する要支援・要介護認定者のうち、更新申請または変更申請に伴い認定調査を受ける（受けた）方 |         |
| 調査方法         | 手法Ⅰ：訪問による聞き取り<br>手法Ⅱ：郵送調査（400件）                   |         |
| 有効回収数<br>（率） | 手法Ⅰ：80件<br>手法Ⅱ：275件（68.8%）                        | } 計355件 |
| 調査期間         | 手法Ⅰ：平成28年10月～平成29年2月<br>手法Ⅱ：平成28年12月12日～12月25日    |         |



①傷病状況 1 (現在抱えている傷病)

問 13 ご本人が、現在抱えている傷病について、ご回答ください (複数選択可)

図表 現在抱えている傷病

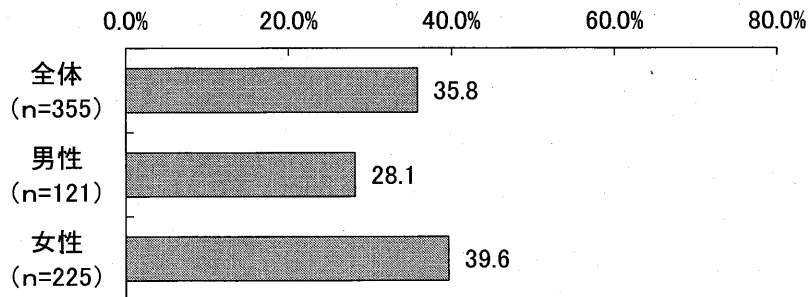


○現在抱えている傷病について質問した結果、男性では女性に比べ、「脳血管疾患(脳卒中)」、「糖尿病」などの割合が高く、また比較的若い年齢層で高い傾向にあります。女性では「筋骨格系疾患 (骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」、「眼科・耳鼻科疾患 (視覚・聴覚障害を伴うもの)」などの割合が高くなっています。

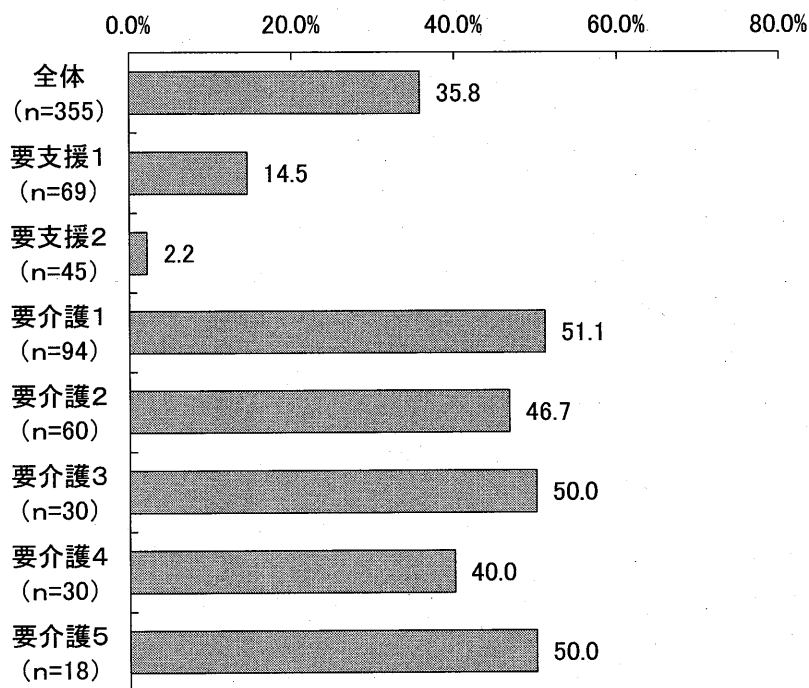
前出の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者対象) 結果でも同様の傾向が見られ、男性では生活習慣に起因する疾病について、女性では筋骨格系その他の身体機能の維持向上に関する介護予防事業の重要性がうかがえ、介護予防普及啓発事業の一層の取組が必要です。

②傷病状況 2 (認知症)

図表 要介護者の性別 現在抱えている傷病 (認知症の割合)



図表 要介護者の要介護度別 現在抱えている傷病 (認知症の割合)

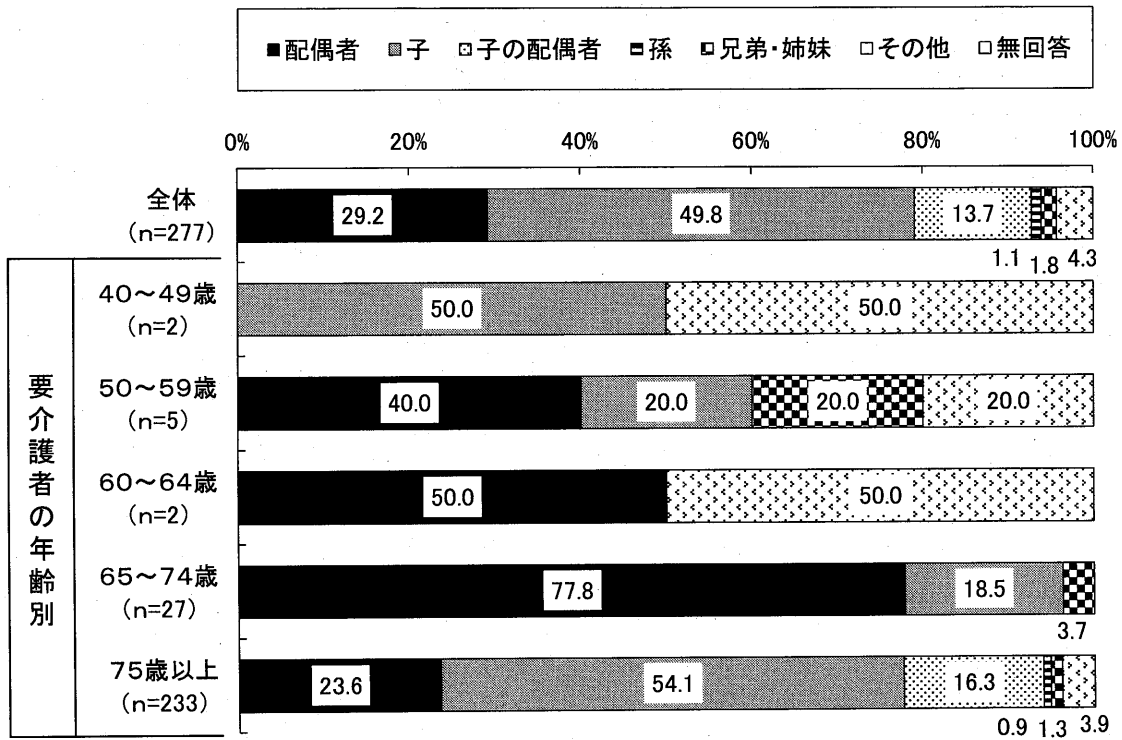


○調査対象者のうち、75歳以上の4割が「認知症」と回答しています。また、要介護度1以上の4割から5割が「認知症」を有しており、認知症予防事業の重要性がうかがえます。

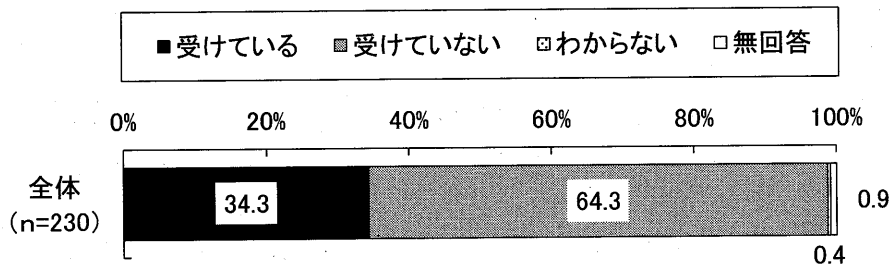
今後、認知症施策の推進と、認知症予防に関する一層の取組が必要です。

③主な介護者の状況

図表 要介護者の年齢別 主な介護者



図表 主な介護者の要支援・要介護認定状況



■主な介護者の年齢別、要支援・要介護認定を受けている割合

- ・50代：14.8% (8人)
- ・60代：21.3% (13人)
- ・70代：45.7% (16人)
- ・80歳以上：60.0% (36人)

- 主な介護者は、要介護者の年齢が65～74歳の前期高齢者の場合「配偶者」が8割弱、75歳以上の後期高齢者の場合「子」及び「子の配偶者」で7割を占めています。
- また、性別では女性が7割と多く、女性の介護負担が大きい状況です。
- 主な介護者の要介護認定状況は、全体で3割強が認定を受けていますが、年齢別70代では半数近く、80歳以上の場合6割が認定を受けている状態です。

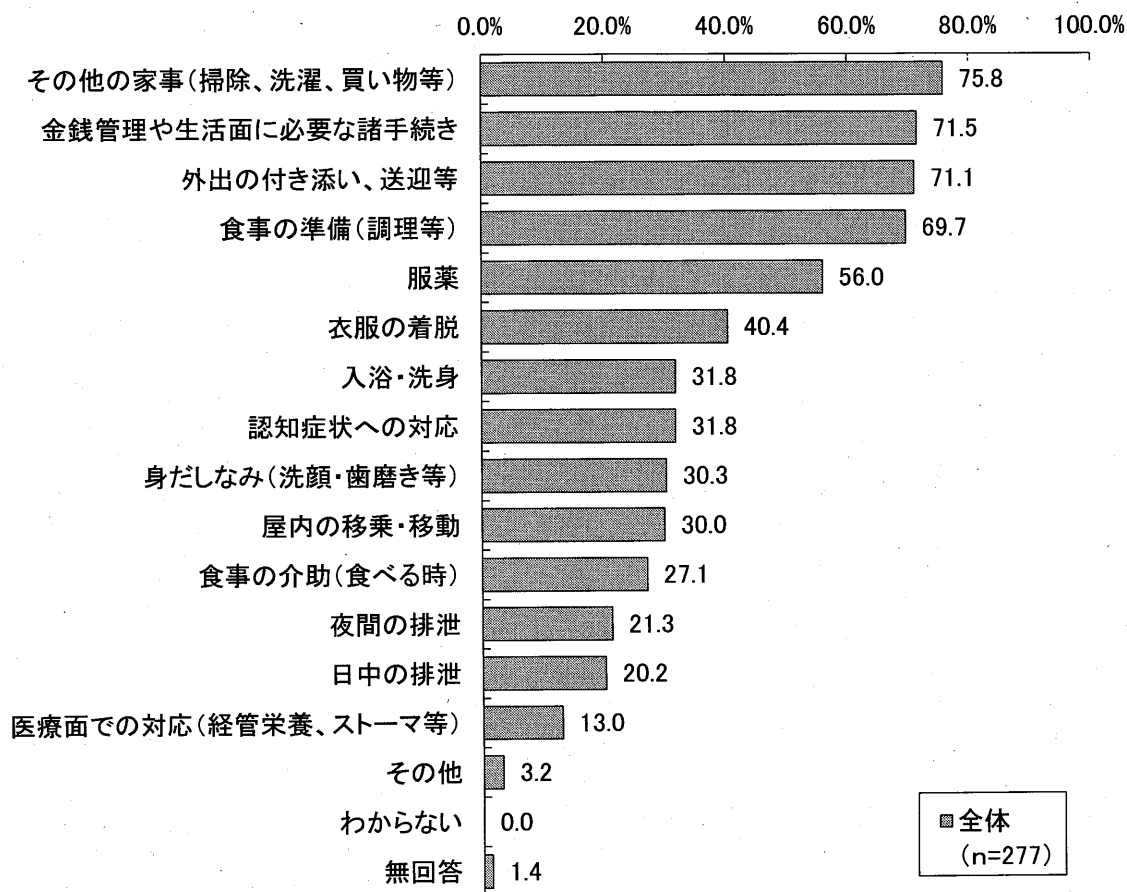


老老介護の問題に加え、主な介護者が要介護状態になり、“要介護者が要介護者を介護する”状況の進行が懸念されます。

#### ④主な介護者が行っている介護

問8 現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください（複数選択可）

図表 主な介護者が行っている介護



○主な介護者が行っている介護等では、その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）、金銭管理や生活面に必要な諸手続き、外出の付添、送迎等、食事の準備（調理等）など、身の周りの世話や外出支援に関する内容が高い割合を占めています。

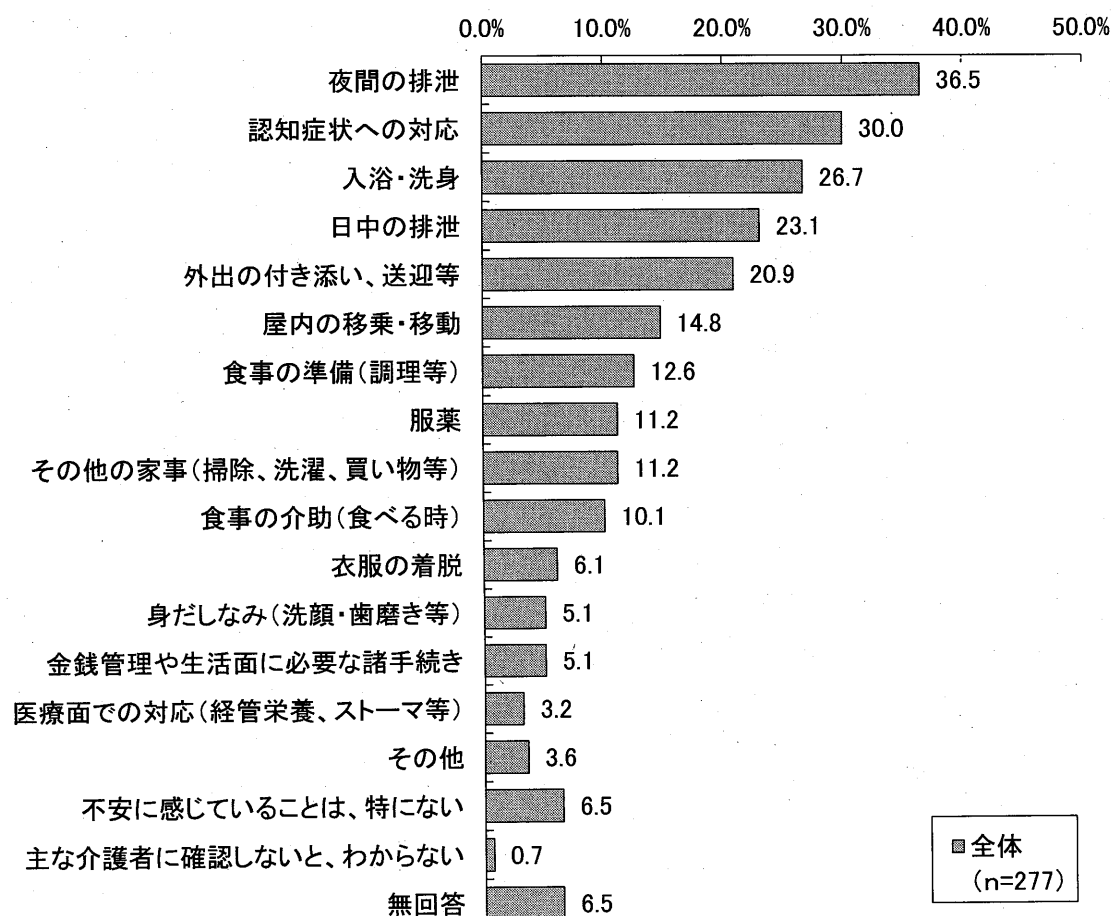
専門的なサービスに加え、住民主体のサービスや地域における担い手による支援体制の整備が必要です。

また、地域包括支援センター事業の充実を図り、総合相談支援業務の充実にも取り組んでいく必要があります。

### ⑤主な介護者が不安に感じる介護

問 22 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）

図表 主な介護者が不安に感じる介護



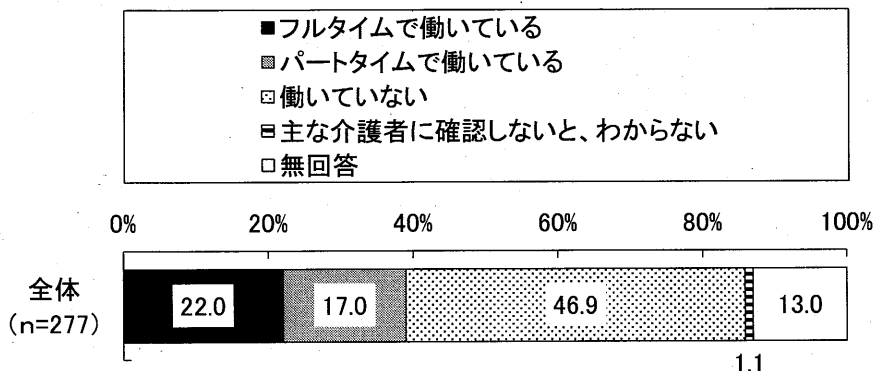
- 介護者が今後不安に感じる介護として、日中・夜間の排泄や入浴・洗身、また認知症状への対応の割合が高くなっています。
- 行政からの支援としては、要介護者が重度の場合、介護者の疲れを取るための事業や介護者の心のケアなどが望まれています。

今後、介護に関する不安解消のためには、日中・夜間の排泄、認知症症状等にも対応できる多様な在宅サービスの充実が必要です。  
また、家族介護者に対する支援事業の充実にも取り組んでいく必要があります。

⑥就労の継続について

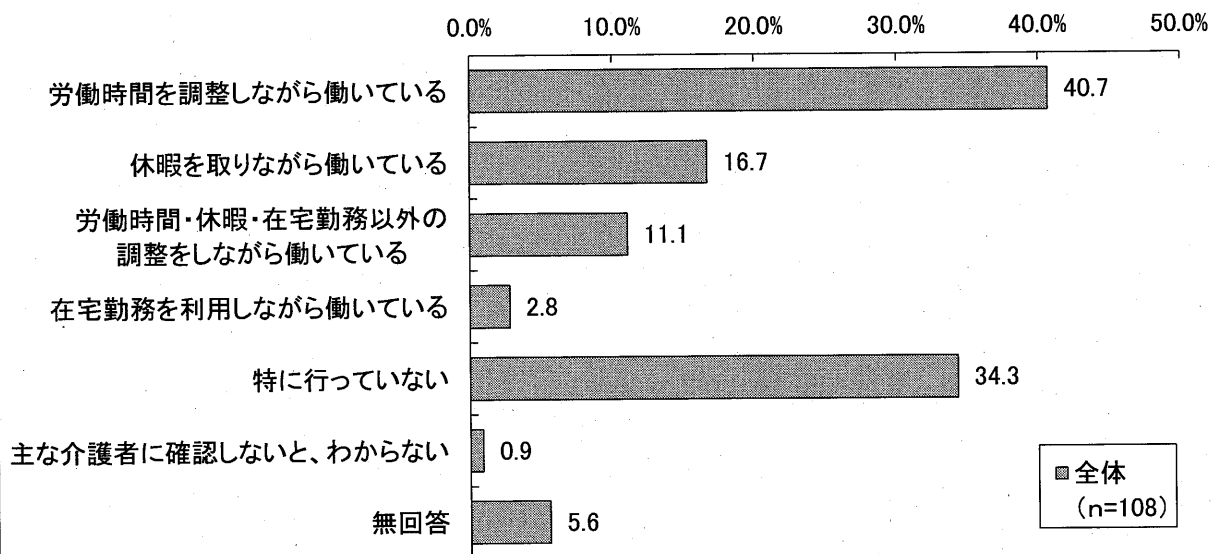
問 18 主な介護者（ご家族やご親族等）の方の現在の勤務形態について、ご回答ください  
（1つを選択）

図表 主な介護者の勤務形態



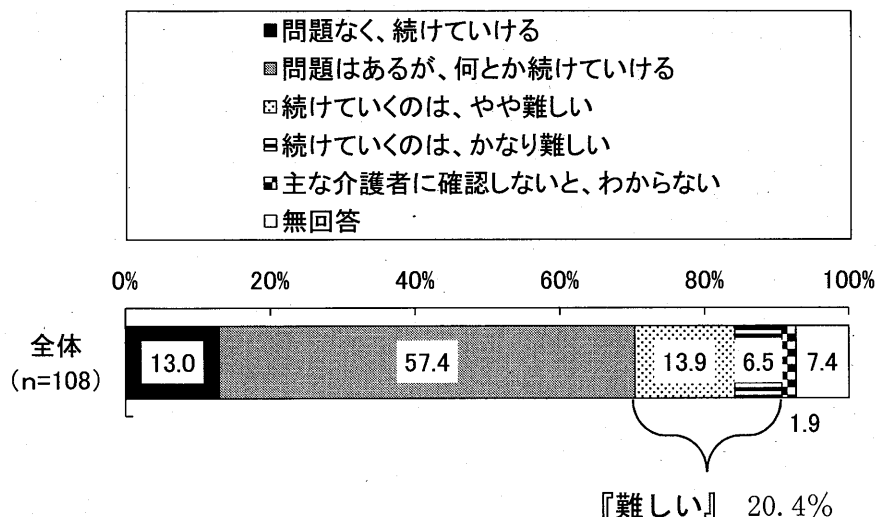
問 19 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか（複数選択可）

図表 働き方の調整等の有無



問 21 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（1つを選択）

図表 今後の介護継続意向



○今後、働きながら介護を続けることができるかどうかの判断は、様々な要因や環境に基づいて行われるものと考えられます。ただし、今回の調査結果からその要因の一端を考察する場合、離職を考える人の多くは、配偶者、または高齢の親を介護する50代、60代であり、これらの人たちが将来不安と感じる介護の内容が、「認知症状への対応」、「日中・夜間の排泄」、「食事の準備、食事の介助」等で高い割合を占めていることから、これらの介護が必要となった場合、または重度化した場合に、介護と就労の継続が難しくなるのではないかと考えられます。

調査結果からは、介護者に負担が大きい介護が必要になる状態への進行や、重度化を防ぐための予防事業の取組が重要です。また、介護者の就労の継続と、高齢者の在宅生活の継続のためには、上記の介護負担を軽減するための訪問系、または介護者の休息のための短期入所系サービスなど、在宅介護サービスの充実と、適切な利用に向けた支援が必要となります。

加えて、（在宅での）介護の継続と就労の両立が難しいと考えた人のうち、半数以上が施設等への入所・入居を検討、または既に申し込みをしていることから、一定数の施設サービスの提供についても、検討が必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

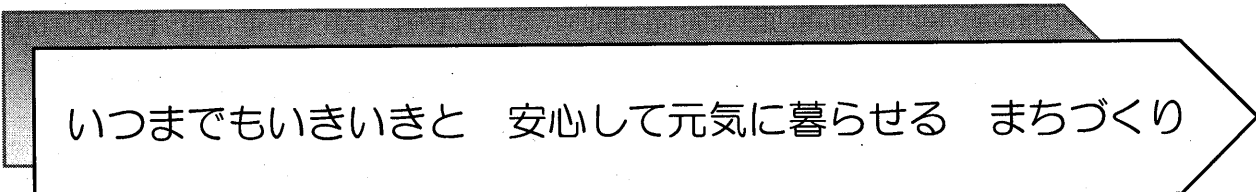
粕屋町は、現在のところ、国・県に比べて、高齢化の進行は緩やかで要介護認定率も低くなっています。しかしながら、今後、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、粕屋町においても高齢化が進み、特に独居高齢者や認知症等の支援を必要とする高齢者の数が増えていくことが予想されます。

その中で、誰もが住み慣れた家庭や地域において、いきいきと生活していけるよう、第4期から取り組んでいる「地域包括ケアシステムの構築」を継承し、今後の一層の深化・推進を図りながら、支え合いの体制をつくることが重要になっています。

粕屋町では、第5次総合計画におけるまちづくりの目標として、「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」を掲げ、すべての町民が、地域社会の一員として互いに支え合い、共に生きる地域社会の実現を目指しています。

これに基づき、すべての高齢者が、自分らしく、生きがいを持ち、可能な限り介護を必要とすることなく、活発な毎日を安心して送ることができるように、第6期計画に引き続き、基本理念を「いつまでもいきいきと 安心して元気に暮らせる まちづくり」と定めます。

基本理念の実現のため、国の地域包括ケアの考え方や粕屋町の課題等を踏まえ、新しい介護予防の仕組みづくりを充実、さらに推進し、閉じこもりの予防として、高齢者の社会参加のきっかけづくりを地域の関係機関と一緒に考え、高齢者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるようなまちづくりを進めます。



いつまでもいきいきと 安心して元気に暮らせる まちづくり

## 2. 基本目標

基本理念を実現するために、以下の4つの基本目標を掲げて取り組みます。

### 基本目標1 包括的な支援体制の整備

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中心的な役割を果たす地域包括支援センターの実施事業の充実と、機能強化に向けた取組を進めていきます。

### 基本目標2 自立支援と介護予防の推進

介護予防・日常生活支援総合支援事業の趣旨に則り、高齢者の心身の状況だけでなく、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指していきます。

### 基本目標3 高齢者の地域生活支援

高齢者が、住み慣れたまちで生きがいを持ち、健康かつ安全・安心して暮らし続けていくことができるような支援を進めていきます。また、高齢者を「支える側」「支えられる側」に区別することなく、地域の中で共に支え合うことのできる支援体制の構築を進めていきます。

### 基本目標4 介護保険事業の適正な運営

介護保険サービスについて、第7期計画期間内のサービス事業量を適切に見込み、必要な基盤整備を進めていきます。

また、介護認定審査や介護給付の適正化に向けた取組を実施し、介護保険制度の適切な運営を推進します。



3. 計画の体系

基本理念

いつまでもいきいきと 安心して元気に暮らせる まちづくり

基本目標

基本目標 1  
包括的な支援体制の整備

1 地域包括支援センター事業の充実

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント
- (4) 地域包括支援センターの体制及び職員の資質向上
- (5) 地域ケア会議の推進
- (6) 介護給付等費用適正化事業 (ケアプラン点検)
- (7) 成年後見制度利用支援事業

2 在宅医療・介護の連携

- (1) 在宅医療・介護連携体制の構築

3 生活支援体制の整備

- (1) 生活支援体制整備事業

4 認知症施策の推進

- (1) 認知症初期集中支援チームの活動
- (2) 認知症地域支援推進員の活動
- (3) 認知症に関する普及啓発

基本目標 2  
自立支援と介護予防の推進

1 介護予防・生活支援サービスの推進

- (1) 介護予防に資する介護予防・生活支援サービス
- (2) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメント

2 介護予防活動への支援

- (1) 自立支援を目指す取組の推進
- (2) かすサポの育成

基本目標 3  
高齢者の地域生活支援

1 高齢者の社会参加促進支援

- (1) 高齢者の社会参加促進活動
- (2) 高齢者福祉の推進

2 安全・安心のためのしくみづくり

- (1) 避難行動要支援者支援体制の整備
- (2) 福祉避難所の設置
- (3) 粕屋町高齢者見守りネットワーク事業
- (4) 高齢者のための消費者教育
- (5) 高齢者の居住安定のための支援
- (6) 公共施設や道路等におけるバリアフリー化の推進

3 地域における担い手の育成

- (1) 民生委員の活動の推進
- (2) ボランティア講座
- (3) ボランティア活動の支援

基本目標 4  
介護保険事業の適正な運営

1. 介護保険サービスの見込みと基盤整備

2 自立支援・重度化防止に向けた取組

3 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

施策の方向

具体的な取組み

## 4. 日常生活圏域

粕屋町の日常生活圏域は、地理的条件、サービス提供施設の整備状況等を踏まえ、町全体を1圏域として設定します。ただし、今後、社会情勢等を踏まえて、必要に応じて圏域の見直しを行うこととします。

### 日常生活圏域の国の考え方

#### 1 日常生活圏域の定義

市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めるものとする。

#### 2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定する。



## 第2部 各論

# 第2部 各論

## 基本目標1 包括的な支援体制の整備

### 1. 地域包括支援センター事業の充実

地域包括支援センターでは、主な業務として総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施しています。

地域包括ケアシステムの中核的な機関として期待される地域包括支援センターは、地域課題の解決や地域のニーズに対応していくことが求められています。そのため、適正な人員確保や体制を整えながら、センターとしての総合的な機能強化を図る必要があります。



資料：厚生労働省



(1) 総合相談支援業務

高齢者の心配事や悩み事の相談を受けて、地域における適切なサービス、関係機関につなげる等の支援を行うものです。

年々、相談件数は増加し、相談内容は多様化しています。

【実績と見込み】

|             | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|             | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 介護・福祉相談 (件) | 1,048    | 1,612    | 1,747    | 1,800    | 1,850    | 1,900    |
| 保健・医療相談 (件) | 15       | 23       | 24       | 30       | 35       | 40       |
| その他 (件)     | 462      | 305      | 326      | 400      | 450      | 500      |

| ＜計画期間内の目標＞                         | 介護福祉課 |
|------------------------------------|-------|
| 高齢者が抱える様々な相談を受け付け、心配事や悩み事の解決に努めます。 |       |

(2) 権利擁護業務

①老人福祉施設入所の支援

やむを得ない理由があり、十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながらないなどの困難な状況にある高齢者に対し、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な入所等の支援を行うものです。

| ＜計画期間内の目標＞  | 介護福祉課 |
|---|-------|
| 関連する事案が発生した場合、専門職を含む入所判定会議を開催し、措置入所が適当であるか判断し、適正な対応に努めます。 |       |

②高齢者虐待への対応

高齢者の虐待について相談・通報があった場合、速やかに高齢者の安全及び事実確認を行い、虐待の有無を判断し、事案に即した適切な対応を行うものです。

| ＜計画期間内の目標＞   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| 虐待疑いの相談・通報があった場合、介護支援専門員、介護サービス提供事業者等の関係機関と連携し、情報を整理しながら対応策を検討し、問題解決に努めます。 |       |

### ③消費者被害への対応

高齢者が被害に遭った場合の相談で、再発防止のための情報提供を行うものです。

|   |             |
|---|-------------|
| ＜計画期間内の目標＞  | 介護福祉課・地域振興課 |
| 被害事例や悪質な手口の情報について、高齢者が多く集まる場（ゆうゆうサロン等）を利用し、再発防止のための啓発活動を行います。 |             |

#### 【実績と見込み】

|             | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|             | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| ①権利擁護・相談（件） | 48       | 59       | 61       | 70       | 75       | 80       |
| ②高齢者虐待事案（件） | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        | 1        |
| ③消費者被害相談（件） | 0        | 4        | 4        | 5        | 10       | 15       |

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント

介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、個別指導、助言を行うものです。また関係機関の多職種と連携し、介護支援専門員が介護保険以外のサービスを含む様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備することが重要です。

#### 【実績と見込み】

|                 | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 支援困難事例への相談指導（件） | 5        | 4        | 5        | 5        | 7        | 9        |
| 多職種連携研修会（開催数）   | 3        | 4        | 3        | 3        | 3        | 3        |
| 事例検討会（開催数）      | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        |

|   |       |
|---|-------|
| ＜計画期間内の目標＞  | 介護福祉課 |
| 介護支援専門員や介護サービス提供事業者を対象に、多職種連携研修会（粕屋町ネット輪ーク）や事例検討会（かすけん）等を定期的を実施します。<br>また地域包括支援センターと関係機関の連携を円滑に行い、相談支援体制の充実を図ります。 |       |

#### (4) 地域包括支援センターの体制及び職員の資質向上

地域包括ケアシステムの深化に向け、介護保険施行規則に定める基準に基づき、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の三職種を配置し、地域包括支援センターに必要なサービスが提供されるような体制を整備することが重要です。

| ＜計画期間内の目標＞  | 介護福祉課 |
|---|-------|
| 地域包括支援センターに、三職種の専門職を確保します。高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント、個別ケース会議の調整等の幅広い業務を行うために、適切な研修に参加し、職員の一層の実践力や質の向上を目指します。 |       |

#### (5) 地域ケア会議の推進

個別ケースを検討する地域ケア会議は、医療・介護・福祉の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が参加し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、地域課題を把握し、高齢者を地域全体で支援していくことを目的としたものです。ケース検討で共有した地域課題を地域づくりや政策形成につなげていくことが求められています。

#### 【実績と見込み】

|                       | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 地域ケア会議<br>(回数)        | /        | 7        | 6        | 6        | 6        | 6        |
| 地域ケア会議評価会議<br>(回数)    | /        | 3        | 6        | 6        | 6        | 6        |
| 地域包括ケア政策形成<br>会議 (回数) | /        | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        |

| ＜計画期間内の目標＞  | 介護福祉課 |
|---|-------|
| 地域ケア会議の参加メンバーを固定せず、町内の全ての介護サービス事業所が参加できるように工夫し、定例で二か月に一回開催し、半年後の評価会議において、検討したケースの評価を行います。また、地域課題を政策に反映できるように、新たに政策形成機能を有した会議を開催します。 |       |

(6) 介護給付等費用適正化事業（ケアプラン点検）

介護給付等について、不要なサービスが提供されていないかケアプランの点検とケアマネジメンツの指導や助言を行い、介護給付費の適正化を図るものです。

【実績と見込み】

|                                 | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|---------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                                 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| ケアプラン点検・指導割合（実施町内事業所/町内事業所数）（%） | 62.5     | 62.5     | 80.0     | 85.0     | 90.0     | 100.0    |
| ケアマネジメント研修会（開催数）                | 1        | 2        | 1        | 2        | 2        | 2        |

| ＜計画期間内の目標＞  | 介護福祉課 |
|---|-------|
| ケアマネジメントの向上を図るため、定期的な研修会を開催します。また町内事業所の全カ所へ、指導や助言を実施することを目指します。 |       |

(7) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者で、成年後見制度が必要な方に対して、審判請求に係る手続きや費用の助成等を行うものです。

【実績と見込み】

|         | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 相談（件）   | 48       | 61       | 70       | 75       | 80       | 85       |
| 町長申立（件） | 0        | 0        | 1        | 0        | 1        | 0        |

| ＜計画期間内の目標＞   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| 複雑、多様化する相談に対し、知識の向上と対応体制を充実させるとともに、申立の際は、基準に則して的確かつ迅速に対応します。 |       |

## 2. 在宅医療・介護の連携

### (1) 在宅医療・介護連携体制の構築

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携を推進することです。

| ＜計画期間内の目標＞  | 介護福祉課 |
|---|-------|
| 医療関係者や介護サービス事業者等を対象とする多職種連携研修会（粕屋町ネット輪ーク）を年2回開催し、多職種連携を積極的に推進します。 |       |
| また、自分らしい生活が継続できるように、住民講座を開催し住民意識の啓発を実施します。                        |       |

## 3. 生活支援体制の整備

### (1) 生活支援体制整備事業

町で生活支援コーディネーター1名を配置し、生活支援サービスの担い手の養成支援、関係者間の情報共有等の多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、高齢者の生活支援や、介護予防サービスの体制を推進するものです。

#### 【実績と見込み】

|                  | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                  | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 生活支援コーディネーター（人数） | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
| 支援地区（箇所）         | 0        | 2        | 4        | 6        | 8        | 10       |

| ＜計画期間内の目標＞                                   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| 現状、4箇所の支援地区から毎年2地区ずつ追加し、平成32年度までに10地区で実施します。 |       |

## 4. 認知症施策の推進

### (1) 認知症初期集中支援チームの活動

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らせるように、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断、早期対応に向けた活動を行うものです。

#### 【実績と見込み】

|                          | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|--------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                          | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 認知症初期集中支援<br>チーム（数）      | 0        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
| 認知症初期集中支援<br>チーム員会議（開催数） | 0        | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        |

| ＜計画期間内の目標＞   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| 認知症初期集中支援チームを1チーム配置し、迅速な活動が実現できるよう、チーム員の理解促進とマニュアルの整備を行います。<br>また、認知症初期集中支援チーム員会議を定期開催し、かかりつけ医との情報共有の体制を充実します。 |       |

### (2) 認知症地域支援推進員の活動

認知症の人やその家族を支援するために、認知症カフェ等、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を目的とした活動です。

#### 【実績と見込み】

|                    | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                    | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 認知症地域支援推進員<br>（人数） | 0        | 1        | 2        | 2        | 2        | 2        |
| 認知症カフェ<br>（開催回数）   | 1        | 4        | 21       | 24       | 24       | 28       |

| ＜計画期間内の目標＞   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| 認知症の人の家族に対する支援として、相談支援や認知症カフェの開設に関わる企画にも取り組みます。また、認知症カフェを月2回定期開催し、開設箇所の増設を目指します。 |       |

### (3) 認知症に関する普及啓発

認知症サポーター養成講座の開催、認知症ケアパスの作成、住民講座等を行い、認知症に関して啓発することです。

#### 【実績と見込み】

|                   | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                   | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 認知症サポーター養成講座（開催数） | 0        | 1        | 2        | 2        | 2        | 2        |
| 認知症サポーター登録者（人数）   | 563      | 592      | 630      | 670      | 710      | 750      |

| ＜計画期間内の目標＞                                      | 介護福祉課 |
|---|-------|
| 認知症サポーター養成講座や住民講座を開催します。また、認知症サポーター登録者の増加に努めます。 |       |

## 基本目標 2 自立支援と介護予防の推進

### 1. 介護予防・生活支援サービスの推進

#### (1) 介護予防に資する介護予防・生活支援サービス

介護保険の理念である高齢者の自立支援と重度化防止に向けた取組を推進するため、平成 27 年 4 月に、介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。具体的には、下記に示す訪問型サービスや通所型サービスを展開し、要支援者等に対して、要介護状態となることの予防又は悪化防止、地域における自立した日常生活の支援を実施することによる、生きがいや自己実現のための取組です。また、専門的なサービスに加え、住民主体の多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制を構築していくものです。

#### 【粕屋町の取組】

| サービス種別                |                             | 方法 | 実施事業所                        |
|-----------------------|-----------------------------|----|------------------------------|
| 訪問型サービス<br>(第1号訪問型事業) | 訪問介護                        | 指定 | 指定事業所                        |
|                       | 訪問型サービスA<br>(緩和した基準によるサービス) | 指定 | 緩和基準指定事業所(町内外 9 か所)          |
|                       |                             | 委託 | シルバー人材センター                   |
|                       | 訪問型サービスB<br>(住民主体による支援)     | 助成 | 生活支援サポーター                    |
|                       | 訪問型サービスC<br>(短期集中予防サービス)    | 委託 | リハビリ専門有限会社                   |
| 通所型サービス<br>(第1号通所事業)  | 通所介護                        | 指定 | 指定事業所                        |
|                       | 通所型サービスA<br>(緩和した基準によるサービス) | 指定 | 緩和基準指定事業所(町内外 14 か所)         |
|                       | 通所型サービスB<br>(住民主体による支援)     | 補助 | ゆうゆうサロン(24 か所)回数:年 40 回/1 か所 |
|                       | 通所型サービスC<br>(短期集中予防サービス)    | 委託 | 病院(1クール 15 回)                |

#### 【実績と見込み】

|                      | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 生活支援サポーター登録者(人数)     | 23       | 43       | 48       | 53       | 58       | 63       |
| ゆうゆうサロンボランティア登録数(人数) | 237      | 247      | 268      | 270      | 270      | 270      |
| ゆうゆうサロン参加者数(人数)      | 578      | 590      | 597      | 630      | 660      | 690      |



| <計画期間内の目標>   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| <p>それぞれの訪問型及び通所型サービスを継続実施します。また訪問型サービスD（移動支援）の実施に向けて検討します。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨や内容等を正しく理解してもらうよう、総合事業の詳細を示すパンフレットを作成し、住民やサービス事業者に対して周知・啓発に努めます。</p> |       |

## (2) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメント

高齢者の自立支援と要介護状態への悪化防止のために、高齢者自身が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるように支援することです。適切なアセスメントの実施により、利用者の状況にあわせた目標を設定し、必要なサービスを利用して目標達成に取り組めるように、ケアプランを作成するものです。

### 【実績と見込み】

|                 | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 介護予防ケアマネジメント（件） | 256      | 778      | 750      | 770      | 790      | 800      |

| <計画期間内の目標>   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| <p>自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を作成し、介護支援専門員へ周知します。</p> |       |

## 2. 介護予防活動の取組

### (1) 自立支援を目指す取組の推進

高齢者の年齢や心身の状況等で分け隔てるのではなく、住民主体の通いの場を充実させ、地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションの専門職を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築し、介護予防を推進することです。

具体的な取組である一般介護予防事業は、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業の5つの事業で構成され、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものです。粕屋町の事業別の取組は、以下の通りです。

【粕屋町の取組】

| 事業名               | 事業内容  | 粕屋町の取組   |
|-------------------|---|--|
| 介護予防把握事業          | 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。                        | 窓口相談時やサービス利用時に、基本チェックリストを実施し、要介護状態に陥る可能性の高い高齢者(事業対象者)を把握する。  |
| 介護予防普及啓発事業        | 介護予防活動の普及・啓発を行う。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●いきいき計画表配布<br/>介護予防教室の種類や日程が一目でわかる年間カレンダーを作成し、65才以上の全ての方へ配布。介護予防教室への参加は募集型としている。</li> <li>●介護予防教室の開催<br/>脳若トレーニング教室<br/>あたまも元気ばい研修会<br/>お口から元気教室<br/>元気プラス講座<br/>しゃんしゃん教室<br/>らく・楽プール教室<br/>粕屋元気ばい教室</li> </ul> <p>運動に関する教室では、運動の強度に分けたコースや送迎付きの教室を設けている。</p> |
| 地域介護予防活動支援事業      | 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●サポーター養成講座の開催<br/>かすサポ生活部チャレンジ講座<br/>かすサポ運動部チャレンジ講座<br/>かすサポ運動部スキルアップ講座<br/>認知症サポーター養成講座<br/>ボランティア研修会</li> <li>●サポーターポイント制度<br/>粕屋町のサポーターを“かすサポ”と名付け、生活部(生活支援)、運動部(運動支援)、サロン部(ゆうゆうサロンボランティア)といきいきセルフケアに分類し、活動に対してポイントを付与し、換金できる制度。</li> </ul>                |
| 一般介護予防事業評価事業      | 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。                                     | ●フレイル評価<br>介護予防教室及びゆうゆうサロンの参加者の体力測定を実施し、非運動高齢者群と介護予防取組実施群(介護予防教室参加者・ゆうゆうサロン参加者)との測定値を比較分析し、フレイルの発生度を検証。  |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。 | リハビリ専門職が定期的にゆうゆうサロンへ通い、介護予防の取組について助言や指導を実施。  |

【実績と見込み】

|                                | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|--------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                                | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 通いの場の参加者数<br>(介護予防教室等参加者) (人数) | 866      | 940      | 980      | 1,010    | 1,030    | 1,050    |
| 65歳以上人口対の参加率 (%)               | 11.5     | 11.9     | 12.0     | 12.0     | 12.0     | 12.0     |

※65歳以上人口は、毎年度4月1日の数

| <計画期間内の目標>        |   | 介護福祉課 |
|-------------------|---|-------|
| 各事業               | 目標  |       |
| 介護予防把握事業          | 窓口相談時や巡回訪問を行い、多くの高齢者に基本チェックリストを実施し、事業対象者の把握に努めます。 |       |
| 介護予防普及啓発事業        | 多様な介護予防教室の実施に取り組み、通いの場の参加者を増やすように努めます。            |       |
| 地域介護予防活動支援事業      | サポーターの増加や住民主体の通いの場の創出に取り組みます。                     |       |
| 一般介護予防事業評価事業      | フレイル評価の分析結果をいかし、PDCA サイクルが適切に機能しているか検証します。        |       |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | リハビリ専門職がゆうゆうサロン実施地区へ年 10 回通い、助言や指導を実施します。         |       |

## (2) かすサポの育成

高齢者の誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を支援するに当たり、ボランティア等の人材を育成するための研修を実施するものです。

### 【実績と見込み】

|                       | 実績       |          |          | 見込み      |          |          |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| かすサポ運動部登録者<br>(人数)    | 16       | 43       | 48       | 53       | 58       | 63       |
| サポーターポイント<br>換金数 (人数) | 250      | 351      | 400      | 420      | 440      | 460      |

| <計画期間内の目標>  | 介護福祉課 |
|---|-------|
| 年齢によって支える側と支えられる側を分け隔てることなく、各種サポーター養成講座を開催し、サポーターの増員に努め、通いの場で活動できるように支援します。 |       |

## 基本目標 3 高齢者の地域生活支援

### 1. 高齢者の社会参加促進支援

#### (1) 高齢者の社会参加促進活動

高齢者一人ひとりが知識や経験を活かし、いきいきと暮らすことができるよう、シルバー人材センターや老人クラブ等の関係機関と連携し、高齢者の社会参加や生きがいをづくり、ゆうゆうサロンや老人クラブのうておうて塾等の多様な活動の場づくりを推進するものです。

#### 【実績と見込み】

|             | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|             | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| ゆうゆうサロン開催箇所 | 23       | 24       | 24       | 25       | 25       | 25       |
| うておうて塾開催地区  | 6        | 9        | 8        | 10       | 11       | 12       |

| ＜計画期間内の目標＞   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| 高齢者がいつまでもいきいきと活躍する場が増えるよう、今後も継続して支援を行います。ゆうゆうサロンやうておうて塾等の参加の場が増えるよう、各クラブや行政区と連携を図りながら、周知活動に努めます。 |       |

## (2) 高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じたサービスを提供します。緊急通報装置の貸付や、在宅介護者ねぎらい手当の支給、紙おむつ等給付を行うものです。

### 【実績と見込み】

|                     | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 緊急通報設置人数<br>(人/年)   | 16       | 15       | 10       | 12       | 14       | 16       |
| ねぎらい手当支給人数<br>(人/年) | 54       | 49       | 60       | 60       | 60       | 60       |
| 紙おむつ給付申請人数<br>(人/年) | 62       | 55       | 45       | 50       | 55       | 55       |

| <計画期間内の目標>                                   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| 利用者数の少ない事業は周知方法の見直しや利用条件等の検討を行い、利用を促進していきます。 |       |

## 2. 安全・安心のためのしくみづくり

### (1) 避難行動要支援者支援体制の整備

災害時に自力で避難することが困難であり、自主防災組織など関係団体の手助けが必要と思われる方について、あらかじめ町に登録をしておくことで、避難勧告等が発令された場合、避難の支援をする制度です。

| ＜計画期間内の目標＞   | 介護福祉課<br>協働のまちづくり課 |
|--|--------------------|
| 避難行動要支援者を安全に避難させるためのルート決定、計画作り、周知等にも努めます。また、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等との連携体制や、避難に関する情報の伝達手段の多チャンネル化の検討をしていきます。 |                    |

### (2) 福祉避難所の設置

福祉避難所として、施設を指定し、災害時に対象者を避難させるものです。

| ＜計画期間内の目標＞                                 | 介護福祉課<br>協働のまちづくり課 |
|--|--------------------|
| 一般の避難所では生活することが困難な要介護者に配慮した施設・設備等の充実を図ります。 |                    |

### (3) 粕屋町高齢者見守りネットワーク事業

県が協定を締結している事業所（郵便局、新聞、ガス、電気、生協、コンビニ）に加え、町内事業所（ガス販売、葬祭事業所）と見守りに関する協定を締結しており、各種団体（区長会、民生委員、協定締結事業所、介護保険関係事業所等）との見守りネットワーク運営協議会を、年2回開催しています。

また、徘徊高齢者捜してメールの登録の推進や、見守りシールの作成及び普及に取り組むものです。

#### 【実績と見込み】

|            | 実績       |          | 見込み      |          |          |          |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|            | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 協定締結件数     | 8        | 8        | 9        | 10       | 11       | 12       |
| 捜してメール登録件数 | 5        | 9        | 13       | 15       | 18       | 20       |

| ＜計画期間内の目標＞   | 介護福祉課 |
|--|-------|
| 見守りの網目を多重化するために、町内の協定締結事業所の増加を目指します。徘徊高齢者の見守り対策として、徘徊高齢者捜してメールの利用促進に努め、早期発見・事故防止のために、見守りシールの作成及び啓発を行います。 |       |



#### (4) 高齢者のための消費者教育

高齢者を対象にかすや中南部広域消費生活センターの周知や高齢者見守りネットワークとの連携等を行い、消費者被害の拡大防止のために教育することです。

かすや中南部広域消費生活センターとは、糟屋地区5町（粕屋・志免・宇美・須恵・篠栗）で開設し、専門知識を持った相談員を常駐させ、消費者問題に対応する機関です。

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| <b>&lt;計画期間内の目標&gt;</b>                            | 介護福祉課<br>協働のまちづくり課<br>地域振興課 |
| 高齢者の消費者被害を未然に防ぐように、高齢者見守りネットワーク運営協議会でも検討し、連携を図ります。 |                             |

#### (5) 高齢者の居住安定のための支援

高齢者に対し、単身での入居許可等の町営住宅入居条件の緩和を行い、居住の安定を図るものです。

|  |       |
|--|-------|
| <b>&lt;計画期間内の目標&gt;</b>                | 介護福祉課 |
| 今後も、高齢者の居住の安定の確保を図るために必要な施策を講ずるよう努めます。 |       |

#### (6) 公共施設や道路等におけるバリアフリー化の推進

関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設のバリアフリー化をすすめるとともに、道路環境などの整備を行うことです。

|   |                    |
|---|--------------------|
| <b>&lt;計画期間内の目標&gt;</b>   | 施設管理所管課<br>道路環境整備課 |
| 高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を行い、公共施設のバリアフリー化に努めます。<br>道路環境の整備は多くの費用が掛かるため、緊急性の高い箇所から整備を行います。事業の継続により、安心・安全な道路環境の維持と道路管理瑕疵の防止に努めます。 |                    |

### 3. 地域における担い手の育成

#### (1) 民生委員の活動の推進

民生委員による独居高齢者の見守りや、避難行動要支援者の把握等の活動を支援することです。

| <計画期間内の目標>                                 | 介護福祉課 |
|--|-------|
| 民生委員の活動を支援し、地域の高齢者が安心して生活ができるよう見守り体制を整えます。 |       |

#### (2) ボランティア講座

地域の中で支え合う体制を構築するための、高齢者に関わる各種ボランティアの養成講座等です。講座の種類は、かすサポ運動部チャレンジ講座、かすサポ運動部スキルアップ講座、かすサポ生活部チャレンジ講座、認知症サポーター養成講座、ゆうゆうサロンボランティア研修等です。

| <計画期間内の目標>  | 介護福祉課 |
|---|-------|
| 定期的に各種講座を開催し、いろいろな役割を担うボランティアを育成します。<br>多様化するボランティアを視野に入れ、新たなボランティアの創出を推進します。 |       |

#### (3) ボランティア活動の支援

まちづくり活動支援室がボランティア登録団体と情報交換を行い、それぞれのボランティア活動ができるように支援することです。

高齢者に関わるボランティアについては、介護福祉課が各種介護予防教室や住民主体のサービス等の活動の場を支援することです。

| <計画期間内の目標>   | 介護福祉課<br>協働のまちづくり課 |
|--|--------------------|
| まちづくり活動支援室やその他のボランティア団体と連携を取り、ボランティアの活動の場の拡大に努めます。 |                    |

## 基本目標 4 介護保険事業の適正な運営

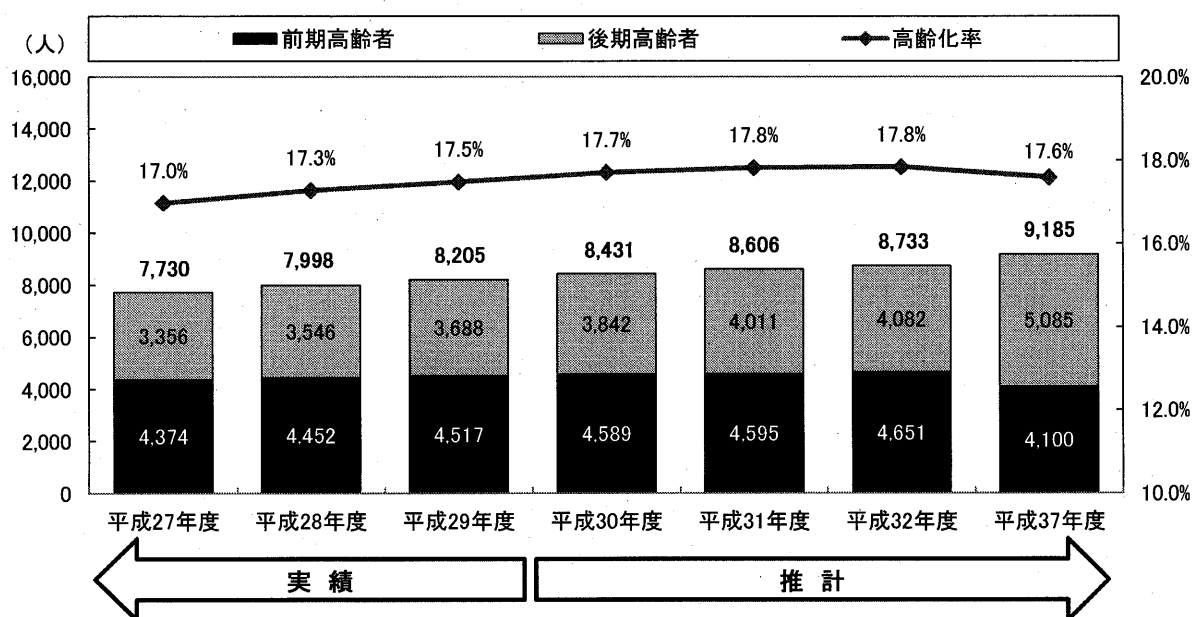
### 1. 介護保険サービスの見込みと基盤整備

#### (1) 人口・要介護認定者数の推計

##### ①人口推計

総人口は、平成29年度で46,932人であり、本計画の最終年度となる平成32年度には48,956人になるものと見込まれています。

第1号被保険者数も、平成29年度の8,205人から8,733人へと、増加が見込まれています。

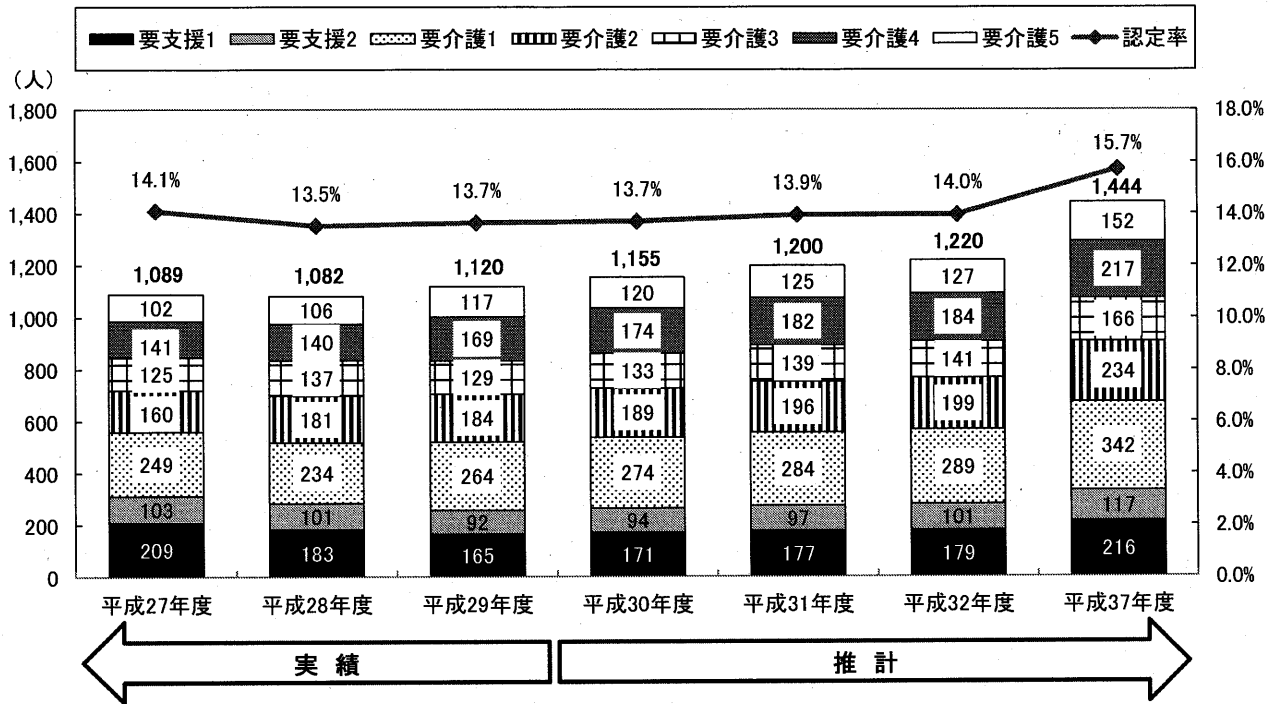


(単位: 人、%)

|                      | 実績     |        |        | 推計     |        |        |        |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                      | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 総人口                  | 45,543 | 46,294 | 46,932 | 47,617 | 48,290 | 48,956 | 52,207 |
| 第1号被保険者数             | 7,730  | 7,998  | 8,205  | 8,431  | 8,606  | 8,733  | 9,185  |
| 65～74歳               | 4,374  | 4,452  | 4,517  | 4,589  | 4,595  | 4,651  | 4,100  |
| 75歳以上                | 3,356  | 3,546  | 3,688  | 3,842  | 4,011  | 4,082  | 5,085  |
| 第2号被保険者数<br>(40～64歳) | 14,339 | 14,842 | 15,200 | 15,555 | 15,917 | 16,331 | 18,277 |
| 高齢化率                 | 17.0%  | 17.3%  | 17.5%  | 17.7%  | 17.8%  | 17.8%  | 17.6%  |

## ②要介護認定者数の推計

第1号保険者に占める要介護認定者数は、平成29年度で1,120人であり、本計画の最終年度となる平成32年度には1,220人に増加することが見込まれています。



(単位:人、%)

|                   | 実績     |        |        | 推計     |        |        |        |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                   | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 高齢者人口<br>(65歳以上)  | 7,730  | 7,998  | 8,205  | 8,431  | 8,606  | 8,733  | 9,185  |
| 認定者数<br>(第1号被保険者) | 1,089  | 1,082  | 1,120  | 1,155  | 1,200  | 1,220  | 1,444  |
| 要支援1              | 209    | 183    | 165    | 171    | 177    | 179    | 216    |
| 要支援2              | 103    | 101    | 92     | 94     | 97     | 101    | 117    |
| 要介護1              | 249    | 234    | 264    | 274    | 284    | 289    | 342    |
| 要介護2              | 160    | 181    | 184    | 189    | 196    | 199    | 234    |
| 要介護3              | 125    | 137    | 129    | 133    | 139    | 141    | 166    |
| 要介護4              | 141    | 140    | 169    | 174    | 182    | 184    | 217    |
| 要介護5              | 102    | 106    | 117    | 120    | 125    | 127    | 152    |
| 認定率               | 14.1%  | 13.5%  | 13.7%  | 13.7%  | 13.9%  | 14.0%  | 15.7%  |
| 認定者数<br>(第2号被保険者) | 28     | 30     | 25     | 25     | 28     | 32     | 37     |
| 認定者 合計            | 1,117  | 1,112  | 1,145  | 1,180  | 1,228  | 1,252  | 1,481  |

## (2) 介護保険サービス事業量の推計

団塊の世代が75歳以上となって高齢化が一段と進む2025年(平成37年)に向けて、給付の現状とそれに基づく将来見通しを把握するための推計を行いました。なお、推計にあたっては、医療計画における療養病床の再編等に伴う介護需要への対応や、将来的な介護離職ゼロに向けた介護老人福祉施設の整備等についても勘案しました。

推計手順の概略は、以下のとおりです。

### 【推計の手順】

① 給付実績の整理 (平成27年度～29年度見込)



② 人口・高齢者人口・要介護認定者数の推計  
(住民基本台帳に基づくコーホート変化率による推計)



③ 施設・居住系サービス等の見込量の推計  
①(第6期計画期間のサービス給付の状況)と②及び第7期計画期間内の施設整備計画等をもとに、サービス利用者数を推計



④ 在宅サービス等の見込量の推計  
推計された認定者数から施設・居住系サービスの利用者数を除いて算出した標準的居宅サービス等対象数を対象に、近年の実績をもとにした居宅サービス等の利用率を乗じて算出



⑤ 推計した見込量について介護報酬改定率等を調整



⑥ 調整後の見込量等をもとに保険料を推計

## ①施設サービスの見込み

### 1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする要介護者の生活の場として、介護や食事、入浴等の日常生活上の支援が行われる施設です。制度改正により平成 27 年 4 月以降、原則として中・重度の要介護認定者（要介護 3 以上）が入所する施設となりました。これにより入所待機者数は減少しましたが、依然、待機者が存在すると見込んでいます。介護老人福祉施設は、医療計画における療養病床の再編等に伴う介護需要への対応や、介護離職ゼロの実現につながるサービスとして考えられており、本計画期間中に定員 50 名程度の施設を 1 施設整備する計画です。

#### <介護老人福祉施設>

| 項目／年度     | 実績数値        |             |             | 計画数値        |             |             |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|           | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 | 平成<br>32 年度 |
| 利用人数（人／月） | 80          | 80          | 78          | 78          | 78          | 130         |

### 2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、在宅への復帰を目標として要介護高齢者を対象に、リハビリテーションや介護・看護を中心にした医療ケアと日常生活の支援を行う施設です。

#### <介護老人保健施設>

| 項目／年度     | 実績数値        |             |             | 計画数値        |             |             |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|           | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 | 平成<br>32 年度 |
| 利用人数（人／月） | 102         | 102         | 109         | 109         | 109         | 109         |

### 3) 介護療養型医療施設・介護医療院

介護療養型医療施設は、長期間にわたる療養が必要な要介護認定者が、介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けられます。

この施設の廃止についての経過措置期間は6年間延長され、2023年度末までに介護医療院等への転換が推進されています。

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として創設されるものです。

#### <介護療養型医療施設・介護医療院>

| 項目／年度                  | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                        | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 介護療養型医療施設<br>利用人数（人／月） | 40         | 38         | 37         | 28         | 28         | 28         |
| 介護医療院<br>利用人数（人／月）     |            |            |            | 9          | 9          | 9          |

## ②居宅サービス事業量の推計

### 1) 訪問介護、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、在宅で介護を受ける方に、ホームヘルパーによる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行います。介護予防訪問介護は、平成 27 年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

#### <訪問介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 1,750      | 1,964      | 2,407      | 2,884      | 3,536      | 3,924      |
| 利用人数（人／月） | 118        | 128        | 145        | 164        | 187        | 195        |

#### <介護予防訪問介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 51         | 11         | 3          |            |            |            |

### 2) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、在宅で介護を受ける方の家庭を訪問し、浴槽を提供して看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。

#### <訪問入浴介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 31         | 23         | 16         | 12         | 9          | 10         |
| 利用人数（人／月） | 6          | 5          | 3          | 2          | 1          | 1          |

#### <介護予防訪問入浴介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 利用人数（人／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |



### 3) 訪問看護、介護予防訪問看護

訪問看護は、在宅で看護を受ける方に、看護師・保健師、理学療法士・作業療法士等の専門職が、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

#### <訪問看護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 454        | 593        | 636        | 666        | 707        | 647        |
| 利用人数（人／月） | 59         | 66         | 62         | 61         | 61         | 53         |

#### <介護予防訪問看護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 60         | 67         | 58         | 36         | 36         | 36         |
| 利用人数（人／月） | 9          | 8          | 11         | 10         | 10         | 10         |

### 4) 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、在宅で介護を受ける方に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けることを目的としています。

#### <訪問リハビリテーション>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 133        | 138        | 179        | 251        | 298        | 358        |
| 利用人数（人／月） | 11         | 12         | 13         | 16         | 17         | 19         |

#### <介護予防訪問リハビリテーション>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 35         | 16         | 30         | 32         | 34         | 28         |
| 利用人数（人／月） | 3          | 2          | 3          | 4          | 5          | 5          |

## 5) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握のうえ、療養上の管理及び指導を行うものです。サービスは、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問して行います。

### <居宅療養管理指導>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 135        | 146        | 166        | 187        | 211        | 220        |

### <介護予防居宅療養管理指導>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 17         | 10         | 10         | 11         | 13         | 13         |

## 6) 通所介護、介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護は、施設で入浴、食事の提供・介護、その他の日常生活上の世話、並びに機能訓練を行います。介護予防通所介護は、平成 27 年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

また、平成 28 年度から利用定員が 18 人未満の通所介護事業所は地域密着型サービスへ移行しています。

### <通所介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 3,149      | 3,068      | 3,543      | 3,547      | 3,588      | 3,236      |
| 利用人数（人／月） | 243        | 238        | 285        | 293        | 306        | 288        |

### <介護予防通所介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 42         | 8          | 2          |            |            |            |

## 7) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションです。

### <通所リハビリテーション>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 1,395      | 1,404      | 1,339      | 1,372      | 1,421      | 1,353      |
| 利用人数（人／月） | 139        | 147        | 141        | 145        | 151        | 145        |

### <介護予防通所リハビリテーション>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 109        | 94         | 86         | 89         | 93         | 95         |

## 8) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特養等ショートステイ）

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などを行い、要介護者・要支援者の心身機能の維持と、介護する家族の負担軽減を目的としています。

### <短期入所生活介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用日数（日／月） | 420        | 442        | 842        | 1,257      | 1,497      | 1,766      |
| 利用人数（人／月） | 56         | 57         | 89         | 104        | 116        | 126        |

### <介護予防短期入所生活介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用日数（日／月） | 15         | 24         | 30         | 60         | 100        | 150        |
| 利用人数（人／月） | 2          | 3          | 4          | 6          | 8          | 9          |

### 9) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行い、要介護者・要支援者の心身機能の向上と、介護する家族の負担軽減を目的としています。

#### <短期入所療養介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用日数（日／月） | 68         | 27         | 14         | 17         | 19         | 20         |
| 利用人数（人／月） | 10         | 7          | 4          | 4          | 4          | 4          |

#### <介護予防短期入所療養介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用日数（日／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 利用人数（人／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

### 10) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障のある要介護者・要支援者の生活上の便宜を図り、機能訓練や自立を助けるため貸与するものです。

その対象用具には、車いす・じょくそう予防用具・歩行器・つえ等があります。

#### <福祉用具貸与>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 260        | 288        | 308        | 316        | 327        | 311        |

#### <介護予防福祉用具貸与>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 108        | 98         | 82         | 84         | 86         | 82         |

## 11) 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売は、入浴または排せつ用など、他人が使用したものを利用することに、心理的抵抗があると考えられる福祉用具を購入した要介護者・要支援者に、年間 10 万円を限度として、かかった費用の原則 9 割を支給します。

### <特定福祉用具販売>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 4          | 3          | 3          | 3          | 5          | 6          |

### <特定介護予防福祉用具販売>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 2          | 2          | 4          | 5          | 6          | 7          |

## 12) 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、要介護者・要支援者の日常生活を支援し、介護の負担を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20 万円を限度として、かかった費用の原則 9 割を支給します。

### <住宅改修>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 5          | 4          | 5          | 6          | 7          | 7          |

### <介護予防住宅改修>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 3          | 2          | 2          | 3          | 3          | 4          |

### 13) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム入所者等に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、要介護状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができることを目指すものです。

#### <特定施設入居者生活介護>

| 項目／年度     | 実績数値 |      |      | 計画数値 |      |      |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
|           | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   |
|           | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 利用人数（人／月） | 13   | 13   | 20   | 29   | 37   | 44   |

#### <介護予防特定施設入居者生活介護>

| 項目／年度     | 実績数値 |      |      | 計画数値 |      |      |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
|           | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   |
|           | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 利用人数（人／月） | 2    | 3    | 4    | 6    | 7    | 9    |

### 14) 居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員が本人の心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望をもとに居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切な介護サービスが受けられるよう、サービス事業者間の連絡・調整を行います。

介護予防支援は、地域包括支援センターが要支援者の介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるようサービス提供機関等との連絡・調整などを行うものです。

#### <居宅介護支援>

| 項目／年度     | 実績数値 |      |      | 計画数値 |      |      |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
|           | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   |
|           | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 利用人数（人／月） | 416  | 438  | 461  | 468  | 479  | 452  |

#### <介護予防支援>

| 項目／年度     | 実績数値 |      |      | 計画数値 |      |      |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
|           | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   |
|           | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 利用人数（人／月） | 230  | 173  | 151  | 153  | 158  | 149  |

### ③地域密着型サービスの見込み

地域密着型サービスは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるようにするためのサービスで、市町村が事業者の指定や監督を行います。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。原則、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。

【地域密着型サービスの種類と整備状況】

| サービス名称                             | 要介護者の利用の可否 | 要支援者の利用の可否 | 施設の有無(町内) |
|------------------------------------|------------|------------|-----------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                   | ○          | ×          | ×         |
| 夜間対応型訪問介護                          | ○          | ×          | ×         |
| 認知症対応型通所介護<br>(介護予防認知症対応型通所介護)     | ○          | ○          | ×         |
| 小規模多機能型居宅介護<br>(介護予防小規模多機能型居宅介護)   | ○          | ○          | ○         |
| 認知症対応型共同生活介護<br>(介護予防認知症対応型共同生活介護) | ○          | ○注1        | ○         |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護                   | ○          | ×          | ×         |
| 地域密着型<br>介護老人福祉施設入所者生活介護           | ○          | ×          | ×         |
| 看護小規模多機能型居宅介護                      | ○          | ×          | ×         |
| 地域密着型通所介護                          | ○          | ×          | ○         |

注1：要支援2の方に限ります。

### 1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24 時間 365 日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

#### <定期巡回・随時対応型訪問介護看護>

| 項目／年度     | 実績数値        |             |             | 計画数値        |             |             |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|           | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 | 平成<br>32 年度 |
| 利用人数（人／月） | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

### 2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅へ訪問し、排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

#### <夜間対応型訪問介護>

| 項目／年度     | 実績数値        |             |             | 計画数値        |             |             |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|           | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 | 平成<br>32 年度 |
| 利用人数（人／月） | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |



### 3) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者・要支援者に対して、通所先の介護職員等が、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

#### <認知症対応型通所介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 利用人数（人／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

#### <介護予防認知症対応型通所介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数（回／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 利用人数（人／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

### 4) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護者・要支援者の状態や希望に応じて、「通い」、「訪問」、「泊まり」を組み合わせ、自宅で継続して生活する支援を行うサービスです。

#### <小規模多機能型居宅介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 6          | 6          | 6          | 6          | 6          | 6          |

#### <介護予防小規模多機能型居宅介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 3          | 2          | 1          | 1          | 1          | 1          |

## 5) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

### (グループホーム)

認知症の要介護者・要支援者が、小規模な居住空間で共同生活を行い、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護を受け、能力に応じ自立した生活を支援していくサービスです。

#### <認知症対応型共同生活介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 41         | 41         | 46         | 45         | 45         | 45         |

#### <介護予防認知症対応型共同生活介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

## 6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等の地域密着型特定施設で、その入居者が入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。

#### <地域密着型特定施設入居者生活介護>

| 項目／年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数（人／月） | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

### 7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものです。

#### <地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護>

| 項目/年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数(人/月) | 0          | 1          | 0          | 0          | 0          | 0          |

### 8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、「訪問」「通い」「泊まり」「訪問看護」の一元管理により、介護と看護を一体的に提供するものです。

#### <看護小規模多機能型居宅介護>

| 項目/年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用人数(人/月) | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

### 9) 地域密着型通所介護

利用定員が 18 人未満の小規模の通所介護です。平成 28 年度から地域密着型に移行しています。

#### <地域密着型通所介護>

| 項目/年度     | 実績数値       |            |            | 計画数値       |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 利用回数(回/月) |            | 302        | 259        | 229        | 180        | 123        |
| 利用人数(人/月) |            | 24         | 22         | 21         | 17         | 14         |

【推計結果の総括表（給付費）】

(介護給付)

(単位：千円)

|                      | 平成 30 年度         | 平成 31 年度         | 平成 32 年度         | 平成 37 年度         |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(1) 居宅サービス</b>    |                  |                  |                  |                  |
| 訪問介護                 | 88,965           | 108,988          | 120,742          | 169,139          |
| 訪問入浴介護               | 1,835            | 1,339            | 1,549            | 2,662            |
| 訪問看護                 | 36,645           | 38,509           | 34,907           | 58,512           |
| 訪問リハビリテーション          | 8,752            | 10,282           | 12,307           | 21,750           |
| 居宅療養管理指導             | 34,140           | 38,529           | 40,170           | 50,388           |
| 通所介護                 | 332,079          | 340,308          | 304,155          | 277,623          |
| 通所リハビリテーション          | 129,446          | 135,674          | 127,622          | 133,853          |
| 短期入所生活介護             | 120,483          | 142,286          | 167,238          | 347,446          |
| 短期入所療養介護(老健)         | 2,504            | 2,767            | 3,041            | 4,411            |
| 短期入所療養介護(病院等)        | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 福祉用具貸与               | 43,834           | 45,309           | 43,191           | 47,002           |
| 特定福祉用具購入費            | 1,519            | 2,472            | 3,038            | 3,990            |
| 住宅改修費                | 6,629            | 7,866            | 7,866            | 11,379           |
| 特定施設入居者生活介護          | 62,346           | 79,746           | 94,876           | 125,096          |
| <b>(2) 地域密着型サービス</b> |                  |                  |                  |                  |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 夜間対応型訪問介護            | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 認知症対応型通所介護           | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 小規模多機能型居宅介護          | 11,685           | 11,685           | 11,685           | 11,685           |
| 認知症対応型共同生活介護         | 134,716          | 134,716          | 134,716          | 246,337          |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 地域密着型通所介護            | 23,482           | 18,732           | 12,789           | 18,879           |
| <b>(3) 施設サービス</b>    |                  |                  |                  |                  |
| 介護老人福祉施設             | 244,741          | 244,741          | 406,913          | 406,913          |
| 介護老人保健施設             | 358,664          | 358,664          | 358,664          | 514,402          |
| 介護医療院                | 42,085           | 42,085           | 42,085           | 195,304          |
| 介護療養型医療施設            | 131,037          | 131,037          | 131,037          |                  |
| <b>(4) 居宅介護支援</b>    | 77,593           | 79,364           | 74,928           | 78,405           |
| <b>合計</b>            | <b>1,893,180</b> | <b>1,975,099</b> | <b>2,133,519</b> | <b>2,725,176</b> |

※給付費は年間累計の金額

## (予防給付)

(単位：千円)

|                          | 平成 30 年度      | 平成 31 年度      | 平成 32 年度      | 平成 37 年度       |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| <b>(1) 介護予防サービス</b>      |               |               |               |                |
| 介護予防訪問介護                 |               |               |               |                |
| 介護予防訪問入浴介護               | 0             | 0             | 0             | 0              |
| 介護予防訪問看護                 | 1,980         | 1,980         | 1,980         | 1,980          |
| 介護予防訪問リハビリテーション          | 1,120         | 1,175         | 968           | 0              |
| 介護予防居宅療養管理指導             | 1,525         | 1,809         | 1,809         | 2,227          |
| 介護予防通所介護                 |               |               |               |                |
| 介護予防通所リハビリテーション          | 30,718        | 32,143        | 33,073        | 38,801         |
| 介護予防短期入所生活介護             | 4,564         | 7,607         | 11,410        | 26,624         |
| 介護予防短期入所療養介護(老健)         | 0             | 0             | 0             | 0              |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等)        | 0             | 0             | 0             | 0              |
| 介護予防福祉用具貸与               | 7,084         | 7,252         | 6,915         | 7,590          |
| 特定介護予防福祉用具購入費            | 1,106         | 1,328         | 1,550         | 2,211          |
| 介護予防住宅改修                 | 2,821         | 2,821         | 3,706         | 4,674          |
| 介護予防特定施設入居者生活介護          | 3,970         | 4,632         | 5,955         | 7,940          |
| <b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b> |               |               |               |                |
| 介護予防認知症対応型通所介護           | 0             | 0             | 0             | 0              |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護          | 380           | 380           | 380           | 380            |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護         | 0             | 0             | 0             | 0              |
| <b>(3) 介護予防支援</b>        | 8,475         | 8,752         | 8,253         | 8,585          |
| <b>合計</b>                | <b>63,743</b> | <b>69,879</b> | <b>75,999</b> | <b>101,012</b> |

※給付費は年間累計の金額

## 【標準給付費見込額】

(単位：円)

|                            | 第7期                  |                      |                      |                      | 平成 37 年度             |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|                            | 合計                   | 平成 30 年度             | 平成 31 年度             | 平成 32 年度             |                      |
| 総給付費(一定以上所得者負担の調整後)        | 6,205,884,013        | 1,955,626,408        | 2,042,863,645        | 2,207,393,960        | 2,823,413,048        |
| 総給付費                       | 6,211,419,000        | 1,956,923,000        | 2,044,978,000        | 2,209,518,000        | 2,826,188,000        |
| 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額  | 5,534,987            | 1,296,592            | 2,114,355            | 2,124,040            | 2,774,952            |
| 特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後) | 195,019,675          | 60,931,884           | 64,919,567           | 69,168,224           | 94,964,581           |
| 特定入所者介護サービス費等給付額           | 195,019,675          | 60,931,884           | 64,919,567           | 69,168,224           | 94,964,581           |
| 高額介護サービス費等給付額              | 184,524,489          | 55,010,885           | 61,270,722           | 68,242,882           | 116,971,262          |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額          | 17,367,897           | 5,630,593            | 5,787,835            | 5,949,469            | 6,827,916            |
| 算定対象審査支払手数料                | 3,955,269            | 1,292,537            | 1,318,251            | 1,344,481            | 1,483,758            |
| <b>標準給付費見込額(A)</b>         | <b>6,606,751,343</b> | <b>2,078,492,307</b> | <b>2,176,160,020</b> | <b>2,352,099,016</b> | <b>3,043,660,565</b> |

#### ④地域支援事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において実施する事業です。

##### 1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者、基本チェックリストで把握した事業対象者、一般高齢者を対象に、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、一般介護予防事業など、それぞれのニーズに合った多様なサービスを一体的に提供するものです。

##### 2) 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業・任意事業は、従来からある地域包括支援センターの運営事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント、包括的継続的ケアマネジメント支援事業）に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進、生活支援体制整備事業に取り組むものです。

#### 【地域支援事業費の見込み】

(単位：円)

|                     | 第7期         |             |             |             | 平成 37 年度    |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                     | 合計          | 平成 30 年度    | 平成 31 年度    | 平成 32 年度    |             |
| 地域支援事業費             | 418,146,010 | 128,298,000 | 141,554,160 | 148,293,850 | 179,980,199 |
| 介護予防・日常生活支援<br>総合事業 | 315,311,010 | 95,851,000  | 106,935,160 | 112,524,850 | 138,018,514 |
| 包括的支援事業・任意事業        | 102,835,000 | 32,447,000  | 34,619,000  | 35,769,000  | 41,961,685  |

(3) 介護保険事業費の推計及び保険料の設定

第1号被保険者の保険料は、町で定める保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定されます。基準額は、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者・要介護認定者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等をもとに設定されます。

(単位：円)

|                              | 第7期        |        |        |    |
|------------------------------|------------|--------|--------|----|
|                              | 平成30年度     | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 |
| 標準給付費見込額(A)                  |            |        |        |    |
| 地域支援事業費(B)                   |            |        |        |    |
| 介護予防・日常生活支援<br>総合事業費         |            |        |        |    |
| 包括的支援事業・任意事業費                |            |        |        |    |
| 第1号被保険者負担分相当額(C)             |            |        |        |    |
| 調整交付金相当額(D)                  | <b>検討中</b> |        |        |    |
| 調整交付金見込額(E)                  |            |        |        |    |
| 介護給付費準備基金の残高<br>(平成28年度末見込)  |            |        |        |    |
| 介護給付費準備基金取崩額(F)              |            |        |        |    |
| 財政安定化基金拠出金見込額(G)             |            |        |        |    |
| 財政安定化基金償還金(H)                |            |        |        |    |
| 審査支払手数料差引額(I)                |            |        |        |    |
| 保険料収納必要額(J)<br>C+D-E+G+H-F+I |            |        |        |    |
| 予定保険料収納率(K)                  |            |        |        |    |
| 弾力化後所得段階別<br>加入割合補正後被保険者数(L) |            |        |        |    |
| 保険料の基準額(月額)                  |            |        |        |    |

【第1号被保険者保険料（平成30年～32年度）】

検討中



## 2. 自立支援・重度化防止に向けた取組

平成 29 年の介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援・重度化防止に向けて継続的に取り組む仕組みを介護保険事業計画に位置付けることとされました。

粕屋町では、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援すること、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止といった観点から、介護保険の理念と地域の実情に応じて、次の4つの施策を自立支援・重度化防止に向けた取組と定め、目標値を設定するとともに、毎年その達成状況について評価・公表を行います。

### 取組 1：【介護保険の理念・方針等の周知】

住民、ボランティア、介護支援専門員、介護サービス事業者等に対し、介護保険の理念や町の考えを周知し、介護予防や重度化防止に関する啓発普及、研修・説明会・勉強会等の実施により、町が目指すべき方向性についての考え方を共有します。

(事業・業務名)

- 1-1-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント
- 1-1-(6) 介護給付等費用適正化事業（ケアプラン点検）

(目標値)

| 指標名(単位)             | 指標の説明  | 現状値<br>(平成 28 年度) | 目標値<br>(平成 30 年度) | 目標値<br>(平成 31 年度) | 目標値<br>(平成 32 年度) |
|---------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 多職種連携研修会の参加者数(人)    | 介護支援専門員や介護サービス事業者、医療従事者等の多職種が参加する研修会の参加延人数       | 58                | 65                | 70                | 75                |
| ケアマネジメント研修会の参加者数(人) | ケアマネジメントの向上を目指した介護支援専門員や介護サービス事業者等が参加する研修会の参加延人数 | 76                | 85                | 90                | 95                |

## 取組 2 : 【高齢者が担い手となる通いの場の創出】

地域づくりによる介護予防を進めるために、住民主体の通いの場づくりやその充実、また、高齢者が技能や経験を活かしたボランティア活動を通じて、地域社会を構成する一員として社会貢献できる場づくりに取り組みます。

### (事業・業務名)

|                                |
|--------------------------------|
| ○2-1-(1) 介護予防に資する介護予防・生活支援サービス |
| ○2-2-(1) 自立支援を目指す取組の推進         |
| ○2-2-(2) かすサポの育成               |

### (目標値)

| 指標名 (単位)                | 指標の説明   | 現状値<br>(平成 28 年度) | 目標値<br>(平成 32 年度) |
|-------------------------|---|-------------------|-------------------|
| かすサポ生活部<br>登録者 (人)      | ゴミ捨て・見守り・買い物同行の<br>生活支援を行うサポーターの<br>登録者の累計    | 43                | 63                |
| 65 歳以上の通いの場<br>の参加率 (%) | 高齢者数に対する介護予防教室<br>やゆうゆうサロン等の通いの場<br>に参加する人の割合 | 12.0              | 12.0              |
| サポーターポイント<br>換金数 (人)    | 年間のポイントを換金申請した<br>人数                          | 351               | 460               |

### 取組3：【地域ケア会議の推進】

多職種が連携した地域ケア会議を定期的を開催し、「個別課題の解決」、「地域におけるネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくりや資源開発」、「政策の形成」の5つの役割を担います。地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにすることで、自立支援・重度化の防止に向けて取り組みます。

(事業・業務名)

○1-1-(5) 地域ケア会議の推進

(目標値)

| 指標名 (単位)          | 指標の説明                                     | 現状値<br>(平成 28 年度) | 目標値<br>(平成 32 年度) |
|-------------------|---|-------------------|-------------------|
| 地域ケア会議 (回数)       | 個別事例を自立支援に向けて多職種で検討する会議の開催回数。             | 7                 | 6                 |
| 地域ケア会議評価会議 (回数)   | 地域ケア会議で検討した事例の効果を半年後に評価する会議の開催回数。         | 3                 | 6                 |
| 地域包括ケア政策形成会議 (回数) | 地域ケア会議で発見された地域課題を検討し、政策形成に向けて話し合う会議の開催回数。 | 0                 | 1                 |

**取組 4 :【生活支援コーディネーターや協議体の活動】**

生活支援コーディネーターや協議体による地域課題や資源の把握を進めるとともに、関係者のネットワーク化を行い、支援を必要とする高齢者のニーズと地域資源のマッチングに取り組みます。

(事業・業務名)

○1-3-(1) 生活支援体制整備事業

(目標値)

| 指標名 (単位)         | 指標の説明  | 現状値<br>(平成 28 年度) | 目標値<br>(平成 32 年度) |
|------------------|--|-------------------|-------------------|
| 生活支援コーディネーター (人) | 地域において、生活支援等サービス提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者を町に配置する人数。 | 1                 | 1                 |
| 支援地区 (箇所)        | 町内の 24 行政区のうち、1 年間積極的に生活支援コーディネーターがかかわる行政区の数。        | 2                 | 10                |

### 3. 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

#### (1) 介護認定審査の適正化

介護認定審査会は、コンピューターによる一次判定結果に基づき、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容を踏まえた二次判定を行い、要介護等状態区分を確定させる機関です。

介護認定審査会の委員は、保健、福祉、医療の専門家で構成されており、定期的な認定審査を行っています。

今後も公平公正な要介護認定を確保するために、定期的な研修会を実施していくことが必要です。

#### (2) 介護給付の適正化

「サービス内容の適正化」、「介護費用の適正化」という2つの観点から、国、県、市町村をはじめ、高齢者介護に関わる様々な主体が連携して、介護給付の適正化に取り組んでいく必要があります。

##### ①医療情報突合・縦覧点検

###### 【取組方針と目標】

| 保険者の取組目標  | H30 年度目標    | H31 年度目標    | H32 年度目標    |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 医療情報突合の実施 | 点検月数<br>12月 | 点検月数<br>12月 | 点検月数<br>12月 |
| 縦覧点検の実施   | 点検月数<br>12月 | 点検月数<br>12月 | 点検月数<br>12月 |

##### ②福祉用具購入に関する調査、住宅改修に関する調査

###### 【取組方針と目標】

| 保険者の取組目標     | H30 年度目標 | H31 年度目標 | H32 年度目標 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 福祉用具購入時の現地調査 | 2        | 2        | 2        |
| 住宅改修時の現地調査   | 2        | 2        | 2        |

### (3) サービスの質の向上

介護サービスについては、供給量の確保とともに、質の確保を図ることが大切です。サービスの質の確保策としては、介護支援専門員に対して、情報交換会や勉強会、ケアプラン作成研修会等を実施しています。また、介護支援専門員が対応できない処遇の困難事例については、地域包括支援センターが関わり、その活動を支援しています。

サービス事業者全体については、事業者が自主的に行う研修会等の支援を行い、事業者同士の情報交換等による質の向上の支援に取り組んでいます。

今後も、地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員等のサービス従事者に対する研修等の支援や事業者間のさらなる連携支援に取り組み、サービス従事者の質の確保・向上に努めます。

### (4) 相談体制・苦情相談窓口

地域包括支援センター等の介護福祉課の窓口において、介護保険に関わる相談やサービス利用にかかわる苦情対応に努めます。

町で対応できない苦情等については、福岡県介護保険審査会や福岡県国民健康保険団体連合会などの介護保険制度上に位置づけられている苦情対応機関と連携して問題解決に努めます。

### (5) 介護保険制度等に関する情報提供

介護保険制度等の周知については、チラシ・パンフレットの配布や広報・ホームページ等への掲載などのほかに、介護支援専門員、介護サービス事業者等と連携した情報提供を行っています。今後も、これらのあらゆる媒体・機会を通じて、介護保険制度や高齢者福祉施策についての情報提供に努めます。



## 第3部 計画の推進に向けて



## 第3部 計画の推進に向けて

### 1. 計画の周知

本計画については、町民、各関係機関等の連携・協力のもと推進していく必要があるため、広報紙やホームページ等の様々な媒体を通じて周知を行います。また、だれでも閲覧できるように、町の窓口や福祉関連施設等の関係機関にも設置します。

### 2. 計画の推進体制

本計画の取組が介護保険や高齢者福祉だけでなく、高齢者の生活全般にかかわることから、庁内体制としては、介護福祉課を中心に関係部署が連携強化し、一体となり計画を推進します。

また、医療・介護・介護予防・見守り・生活支援・住まいのサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムを確立していくためには、医療・介護・保健・福祉の関係機関、民生委員、行政区や老人クラブ、ボランティア等、地域で活躍する様々な団体・関係機関の力が不可欠となります。多様な手法や機会を活用し、幅広い地域の関係機関等との連携・協働による取組を総合的に推進します。

### 3. 計画の進行管理

本計画に掲げている事業が確実に進んでいるかを確認するため、進捗状況の点検を行います。点検結果は、継続して設置する粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定協議会に報告し、評価を行います。

評価結果については、次年度の取組や時期の計画策定等に活用します。

資料編

## 1. 粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定協議会設置要綱

(平成 17 年 2 月 21 日要綱第 2 号)

改正 平成 20 年 2 月 25 日要綱第 10 号

改正 平成 22 年 5 月 31 日要綱第 10 号

改正 平成 27 年 1 月 30 日要綱第 3 号

### (設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定又は変更及び円滑な実施を図るために、粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議及び検討を行う。

- (1) 高齢者福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定又は変更及び進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 16 名以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療、保健、福祉の分野において専門的知識を有する者
- (2) 公益性がある団体を代表する者
- (3) 介護保険被保険者を代表する者

### (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了する日までとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、住民福祉部介護福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要項は、廃止する。

(1) 粕屋町介護保険運営協議会設置要綱(平成13年粕屋町要綱第23号)

(2) 粕屋町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定協議会設置要綱(平成14年粕屋町要綱第8号)

附則(平成20年2月25日要綱第10号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成22年5月31日要綱第10号)

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附則(平成27年1月30日要綱第3号)

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

## 2. 粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定協議会 委員名簿

|     | 氏名     | 所属等               | 備考                               |
|-----|--------|-------------------|----------------------------------|
| 会長  | 中村 幹夫  | 福岡青洲会病院           | 保健・福祉・医療に専門的知識を有する者<br>医師        |
| 副会長 | 安川 辰己  | 粕屋町<br>シルバー人材センター | 公益性がある団体を代表する者<br>事務局長           |
|     | 伊藤 直子  | 西南女学院大学<br>保健福祉学部 | 保健・福祉・医療に専門的知識を有する者<br>学識経験者（教授） |
|     | 炭谷 一毅  | 粕屋保健福祉事務所         | 保健・福祉・医療に専門的知識を有する者<br>社会福祉課課長   |
|     | 前田 由美子 | ケアプラン 結           | 保健・福祉・医療に専門的知識を有する者<br>主任ケアマネジャー |
|     | 吉田 純一  | 福岡県理学療法士会         | 保健・福祉・医療に専門的知識を有する者<br>理学療法士     |
|     | 久保山 淳一 | 粕屋町社会福祉協議会        | 公益性がある団体を代表する者<br>職員             |
|     | 隈元 英彦  | 民生委員・児童委員協議会      | 公益性がある団体を代表する者<br>民生委員・児童委員      |
|     | 井上 美千代 |                   | 一般公募<br>被保険者代表                   |
|     | 麻田 春太  |                   | 一般公募<br>被保険者代表                   |
|     | 南 隆一   |                   | 一般公募<br>被保険者代表                   |

### 3. 粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定協議会 策定経緯

| 会議開催日                                | 議題   |
|--------------------------------------|--|
| <p>【第1回】<br/>平成28年<br/>11月29日(火)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画の概要</li> <li>◆実態調査の概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査</li> <li>・在宅介護者実態調査</li> <li>・各調査の分析方法と課題抽出</li> </ul> </li> <li>◆その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・第6期介護保険事業計画における施設整備の状況について</li> </ul> </li> </ul> |
| <p>【第2回】<br/>平成29年<br/>3月7日(火)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査結果の概略</li> <li>◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 調査結果の概要と要点</li> <li>◆在宅介護実態調査 調査結果の概要と要点</li> <li>◆その他</li> </ul>   |
| <p>【第3回】<br/>平成29年<br/>7月24日(月)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画骨子案について</li> <li>◆粕屋町の介護保険給付実績について</li> <li>◆粕屋町地域ケア会議の事例と地域課題について</li> <li>◆施策評価について</li> <li>◆在宅介護実態調査の集計結果</li> <li>◆特別養護老人ホーム整備検討に関するアンケートについて</li> <li>◆その他</li> </ul>   |
| <p>【第4回】<br/>平成29年<br/>10月30日(月)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)について</li> <li>◆その他</li> </ul>   |
| <p>【第5回】<br/>平成30年<br/>1月30日(火)</p>  |  |

#### 4. 粕屋町の事業一覧

| 事業名         | 概要   |
|-------------|--|
| ゆうゆうサロン     | 概ね 65 歳以上の方を対象に各公民館で転ばない体づくりの体操やレクリエーションを行う通いの場                          |
| かすサポ        | 粕屋町のサポーターの略語   |
| 脳若トレーニング教室  | 映像やタブレット端末を使用した脳トレーニング教室   |
| あたまも元気ばい研修会 | 身体を使った脳トレーニングの研修会  |
| お口から元気教室    | 歯科衛生士から歯の健康についての講座や歯磨きなどの実技を行う教室   |
| 元気プラス講座     | 運動を始めるきっかけづくりの単発の講座  |
| しゃんしゃん教室    | 運動に関心がある方で運動を始めるきっかけとする定期的を開催する教室  |
| らく・楽プール教室   | 膝や腰に痛みのある方を対象に、水の特性を生かした水中歩行や関節運動ができる教室                                  |
| 粕屋元気ばい教室    | 運動の強さにあわせて一人一人に応じた運動を提案し少人数制の教室  |
| うておうて塾      | 高齢者の知恵と経験を地域の子育て支援にいかし、子どもの健全育成と高齢者の交流の場とし、異世代間交流を行うことにより地域づくりの伸展に寄与する事業 |

## 5. 用語解説

### 介護給付費準備基金

保険者は、介護保険の費用が見込みを下回るなどの場合には、剰余金を準備基金に積み立て、計画期間の最終年度の終了時に準備基金の残高がある場合には、次期計画期間における保険料基準額の算定に当たり、次期計画期間内に準備基金を取り崩して歳入として繰り入れることを考慮して保険料収納必要額を算出することが可能となり、保険料基準額の上昇の抑制を図ることができる。

### 介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者等からの相談に応じて、その人の心身の状況に応じて適切な介護保険サービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者等との連絡調整を行う職種で専門的知識、技術を有する者。

### 介護認定審査会

保健・医療・福祉の学識経験者で構成され、介護の必要性や程度について審査を行う機関。訪問調査の結果と主治医意見書をもとに、粕屋町介護認定審査会で介護が必要な状態かどうか審査し、「非該当、要支援1～2、要介護1～5」に分けて判定する。

### 介護報酬

介護保険サービス事業者が、利用者（要介護者又は要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われる報酬のこと。

### ケアプラン

要介護者等が、介護保険サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画。主に介護支援専門員が作成する。

### 高額医療合算介護サービス等給付費

介護保険と医療保険における1年間自己負担の合算額が高額な場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うもの。

### 高額介護サービス費等給付

介護サービスを利用して支払った自己負担額が、1か月の合計で一定の上限額を超えた額について、高額介護サービス費等として支給（払い戻し）される制度。



## **コーホート変化率法**

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

※コーホート：同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと。

## **財政安定化基金**

見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。

## **サービス付き高齢者住宅**

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅。

## **調整交付金**

市町村間の保険料基準額の格差を是正するため、後期高齢者加入割合と第1号被保険者の所得段階別の分布状況に応じて国が市町村に支払う交付金。

## **特定入所者介護サービス費等給付**

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費（滞在費）の負担軽減を行う。所得等に応じた負担限度額までを支払い、限度額を超えた分については、利用した施設等へ直接保険から給付される。

## **認知症カフェ**

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。地域の状況に応じて、様々な共有主体により実施されている。

## **認知症ケアパス**

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。

## **認知症サポーター**

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

## **フレイル**

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。

## **モニタリング**

刻々と変化する利用者の状態や生活状況に対し、当初のケアプランどおりでよいのかどうかを確認するもの。